

草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る

環境影響評価書

( 要 約 書 )

平成26年2月

草 津 市



## 目 次

1. 事業者の氏名および住所 .....	1
2. 事業の名称および種類.....	1
3. 事業の目的および内容.....	1
3.1 事業の目的.....	1
3.2 事業予定地の位置.....	1
3.3 事業の内容.....	4
3.3.1 施設の概要.....	4
3.3.2 施設整備計画および供用に係る計画.....	1 3
3.3.3 危機管理計画 .....	1 9
3.3.4 廃棄物処理計画.....	1 9
4. 実施計画書についての意見およびそれに対する事業者の見解 .....	2 0
4.1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解.....	2 0
4.2 知事意見およびそれに対する事業者の見解.....	2 4
4.3 関係地域市町意見およびそれに対する事業者の見解.....	2 9
5. 環境影響評価の項目 .....	3 5
6. 環境影響評価準備書についての意見およびそれに対する事業者の見解.....	3 6
6.1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解.....	3 6
6.2 知事意見およびそれに対する事業者の見解.....	3 9
6.3 関係地域市町意見およびそれに対する事業者の見解.....	4 0
7. 環境影響の総合的な評価 .....	4 2
7.1 環境影響評価の結果 .....	4 2
7.2 総合評価 .....	4 2
8. 事後調査計画 .....	6 1

「本書に使用した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第992号)」



## 1. 事業者の氏名および住所

事業者の名称：草津市

代表者の氏名：草津市長 橋川 渉

事業者の住所：滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

## 2. 事業の名称および種類

名称：草津市立クリーンセンター更新整備事業

種類：ごみ焼却施設（熱回収施設） 127t/日 （63.5t/24H×2 炉）※1  
リサイクルセンター 13.6t/日

※1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条  
第 1 項に規定するごみ処理であって焼却により処理する施設の設置の事業  
（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上である施設を設けるもの）

## 3. 事業の目的および内容

### 3.1 事業の目的

草津市では、ごみの減量化、資源化を推進するため、家庭系ごみ分別の見直しや市民に対する 3R 推進のための教育・啓発活動等の充実、事業系ごみの処理手数料の見直しや分別指導の徹底を図る等、循環型社会形成の推進に努めている。

現在のクリーンセンターは、昭和 52 年度より稼働を開始し、その後、平成 5 年度から平成 8 年度にかけて大規模改修を行い、処理能力を向上させたが、現在老朽化が進んでいることから早急な更新整備が必要となっている。

草津市では、平成 22 年度に策定した「草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の減量化・資源化を推進し、二酸化炭素排出量の削減等の環境負荷の低減に努め、焼却施設からのエネルギー回収等効率的な処理事業の運営に取り組み、地球環境に配慮した施設の整備を目指している。

本事業は、これらの背景をもとに、平成 29 年度稼働を目標に、ごみ焼却処理施設等の整備を行うものである。

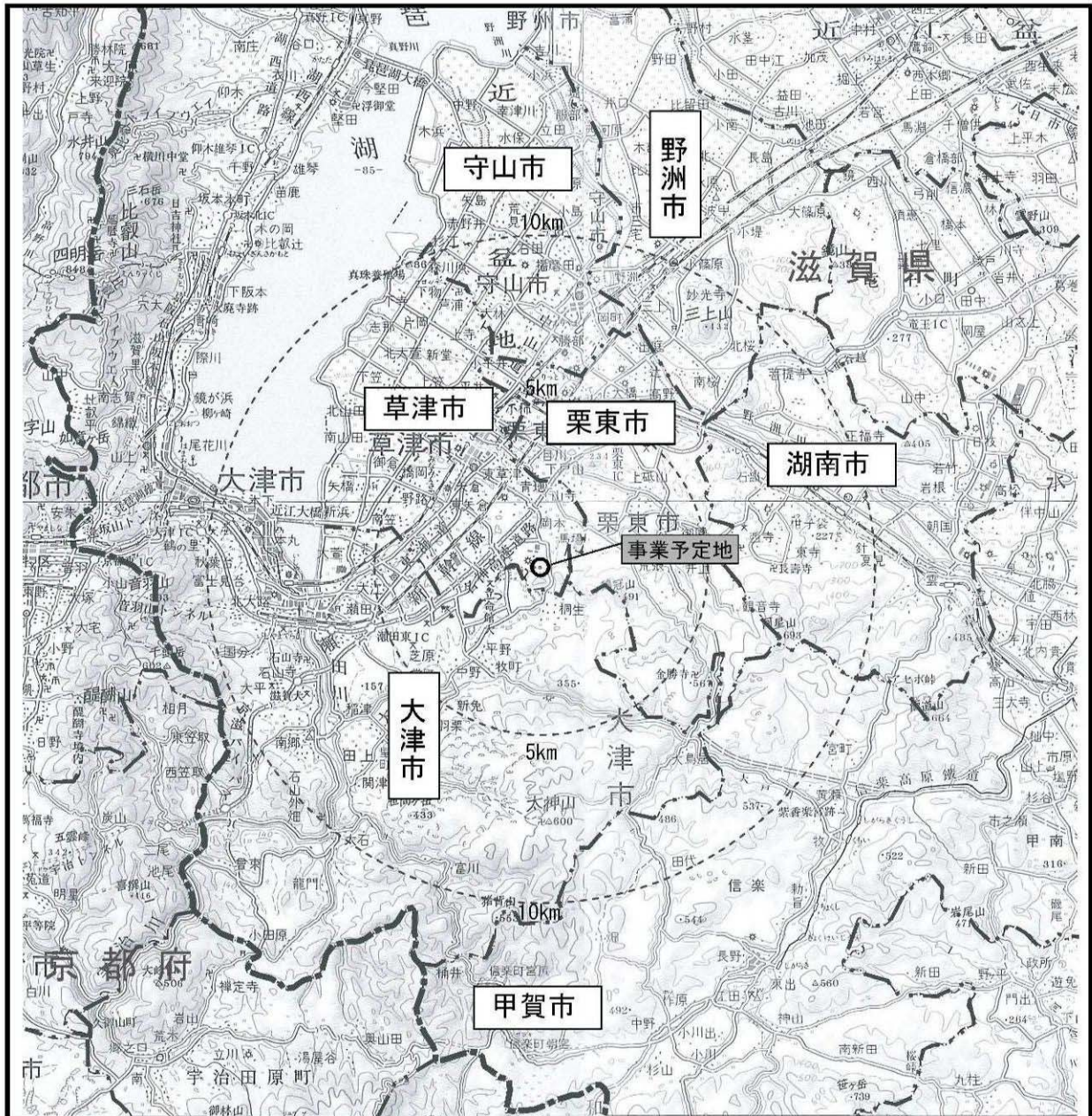
### 3.2 事業予定地の位置

事業予定地の位置：草津市馬場町 1200 番地 25

敷地面積：約 1.9ha

事業予定地は、草津市の東南端、草津川の上流に位置し、既存施設である草津市立クリーンセンターに隣接する用地であり、現在は志津運動公園として利用している。また、周辺に馬場工業団地が立地している。

事業予定地の位置を図 3.1～図 3.2 に示す。



凡 例

- : 事業予定地
- : 府県界    - - - - : 市町界

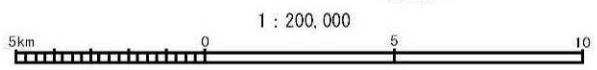
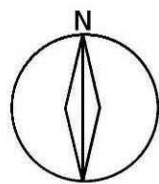


図 3.1 事業予定地位置図



凡 例



: 事業予定地



: 草津市立クリーンセンター



: 市界

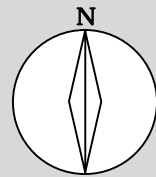


図 3.2 事業予定地（航空写真）

### 3.3 事業の内容

#### 3.3.1 施設の概要

本事業は、「ごみ焼却施設（熱回収施設）、リサイクルセンター」（以下、計画施設という）の建設を予定している。敷地面積は約 1.9ha である。現段階の計画施設の概要は表 3.1 に示すとおりである。比較のため、現在稼働中の草津市立クリーンセンター（以下、既存施設という）の概要を表 3.2 に、施設の対比を表 3.3 に示す。

表 3.1 計画施設の概要

施設	項目	施設の概要			
ごみ焼却施設 (熱回収施設)	処理対象物	可燃ごみ			
	処理能力	127 t/日 (63.5t/24H×2 炉)			
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉			
	余熱利用	廃熱ボイラ+発電機			
	煙突条件	高さ	59 m		
		排ガス量	約 24,000 Nm <sup>3</sup> /h・炉		
		排ガス温度	約 190 °C		
	排ガス条件	項目	排出基準値	排ガス条件	
		硫黄酸化物 (K 値)	8.76	0.2	
		窒素酸化物 (ppm)	250	80	
		ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0.08	0.02	
		塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	700	130	
		ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	1	0.1	
排ガス処理	ばいじん・有害ガス・ダイオキシン類除去装置				
排水処理	プラント排水	排水処理設備で処理の後に下水道放流			
	生活排水	下水道放流			
	雨水排水	公共水路放流 (一部再利用)			
リサイクルセンター	処理対象物	空き缶類 (選別圧縮) びん類 (選別破碎) 粗大ごみ・破碎ごみ (選別破碎) 陶器・ガラス類 (選別破碎)			
	処理能力	13.6t/日(ストックヤードの保管能力は除く)			
	ストックヤード	古紙、乾電池、蛍光管			
	付帯施設	廃棄物関連啓発施設			

注1) 表中の施設は事業予定地内で新設

注2) 排出基準値：法令による規制基準値

自主基準値：本施設の定める自主規制の目標値



表 3.2 既存施設の概要

施設	項目	施設の概要		
ごみ焼却施設	処理対象物	可燃ごみ		
	処理能力	150 t/日 (50t/24H×3 炉)		
	処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉		
	余熱利用	—		
	煙突条件	高さ	50 m	
		排ガス量	50,412 Nm <sup>3</sup> /h・炉	
		排ガス温度	195 °C	
	排ガス条件	項目	排出基準値等	
		硫黄酸化物 (K 値)	5 ※1	
		窒素酸化物 (ppm)	250	
		ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0.15	
		塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	700	
		ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	5	
排水処理	プラント排水	循環再利用		
	生活排水	下水道放流		
	雨水排水	公共水路放流		
リサイクル施設	処理対象物	空き缶類 (選別圧縮) 粗大ごみ (選別破碎) 破碎ごみ (選別破碎) プラスチック製容器類 (圧縮梱包)	リサイクル施設	
		ペットボトル類 (圧縮梱包) プラスチック製容器類 (減容) <sup>2</sup>		
	処理能力	びん類 (選別破碎) 陶器・ガラス類 (選別破碎)	草津市立 混合廃棄物選別施設	
		40.5 t/日	草津市立 クリーンセンター	
		4.8 t/日	草津市立 混合廃棄物選別施設	
	ストックヤード	乾電池・蛍光管	—	
付帯施設	—	—		

※1：草津市自主規制値

※2：平成23年10月停止

表 3.3 計画施設と既存施設の対比表

既存施設		➔	計画施設	
施設種類	処理能力		施設種類	処理能力
ごみ焼却施設	150t/日 (廃止)	施設更新	ごみ焼却施設 (熱回収施設)	127t/日 (新設)
粗大ごみ、小型破碎ごみ処理施設	10t/日 (廃止)		粗大ごみ、小型破碎ごみ (破碎ごみ) 処理施設	13.6t/日 (新設)
金属処理施設	10t/日 (廃止)		金属 (空き缶類) 処理施設	
びん・不燃物選別破碎施設	4.8t/日 (廃止)		びん・不燃物 (陶器・ガラス類) 選別破碎施設	
ペットボトル圧縮梱包処理施設	1.5t/日	既存施設 利用	ペットボトル圧縮梱包処理施設	1.5t/日 (既存)
プラスチック圧縮梱包処理施設	9t/日		プラスチック圧縮梱包処理施設	9t/日 (既存)
プラスチック減容処理施設	10t/日 (停止)	施設廃止	(廃止)	

注) プラスチック減容処理施設は平成23年10月のごみ分別収集の変更時に停止している。

## (1) 計画処理量

### 1) ごみ焼却施設

既存施設の処理能力は日量 150t である。

計画施設は、ごみの減量化や資源化の推進を図り、処理能力を計画目標年度である平成 29 年度の処理量から日量 127t に設定する。計画目標年度のごみ量を表 3.4 に示す。

#### ・計画処理能力

$$\begin{aligned} \text{計画目標年度の日平均処理量} &\div \text{稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= 93.3 \text{ t/日} \div 0.767 \div 0.96 \quad \approx \quad \underline{127 \text{ t/日}} \end{aligned}$$

表 3.4 計画目標年度のごみ量

ごみ種別	平成 29 年度		
	排出量 (t/年)	可燃物量割合 (%)	年間焼却処理量 (t/年)
焼却ごみ類	33,313.55	100	33,313.55
プラスチック製容器類	1,657.10	5	82.86
ペットボトル類	322.30	5	16.12
空き缶類	266.45	2	5.33
飲・食料用ガラスびん類	835.85	7	58.51
破碎ごみ類	511.00	50	255.50
陶器・ガラス類	464.28	20	92.86
粗大ごみ	332.88	70	233.02
合 計			34,057.75

#### ・計画目標年度の日平均処理量

$$\text{年間焼却処理量} \div 365 \text{ 日} = 34,057.75 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = \underline{93.3 \text{ t/日}}$$

#### ・稼働率

$$\begin{aligned} (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数}^{\ast}) \div 365 \text{ 日} &= (365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日} \\ &= 280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = \underline{0.767} \end{aligned}$$

※年間停止日数

$$\begin{aligned} &\text{補修整備期間 (30 日)} + \text{補修点検期間 (15 日} \times 2 \text{ 回)} + \text{全停止期間 (7 日)} \\ &+ \text{起動に要する日数 (3 日} \times 3 \text{ 回)} + \text{停止に要する日数 (3 日} \times 3 \text{ 回)} = 85 \text{ 日} \end{aligned}$$

#### ・調整稼働率

正常に運転される予定の日でも故障修理、休止等のために処理能力が低下することを考慮し、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」((社)全国都市清掃会議)で定める値である 96%を採用した。

## 2) リサイクルセンター

計画施設の処理能力を計画目標年度である平成 29 年度の処理量から表 3.5 のとおり設定する。

### ・計画処理能力

= 平成 29 年度目標値の日平均処理量(A) ÷ 実稼働率(B) × 計画月最大変動係数(C)

注) 上記 A, B, C は、ごみ種別に次表に示す数値となる。

表 3.5 計画目標年度のごみ量および計画処理能力

ごみ種別	平成 29 年度 処理量 (t/年)	日平均処理量 <sup>※1</sup> (A) (t/日)	実稼働率 (B)	計画月最大 変動係数 <sup>※2</sup> (C)	計画処理能力 (t/日)
空き缶類	266.45	0.73	0.668	1.17	1.3
飲・食料用 ガラスびん類	835.85	2.29		1.14	3.9
陶器・ガラス類	464.28	1.27		2.03	3.9
粗大・破碎ごみ	843.88	2.31		1.30	4.5
合計	2,410.46	6.60			13.6

※1 日平均処理量 = 計画目標年度のごみ量 ÷ 365

※2 計画月最大変動係数は過去の月別処理量より設定

### ・実稼働率

$$\begin{aligned} & (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数}※) \div 365 \text{ 日} = (365 \text{ 日} - 121 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日} \\ & = 244 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 0.668 \end{aligned}$$

※年間停止日数

$$\text{土・日曜日 (104 日)} + \text{祝日 (12 日)} + \text{年末年始 (5 日)} = 121 \text{ 日}$$

(2) 施設整備計画

1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の処理フロー(案)を図 3.3 に示す。

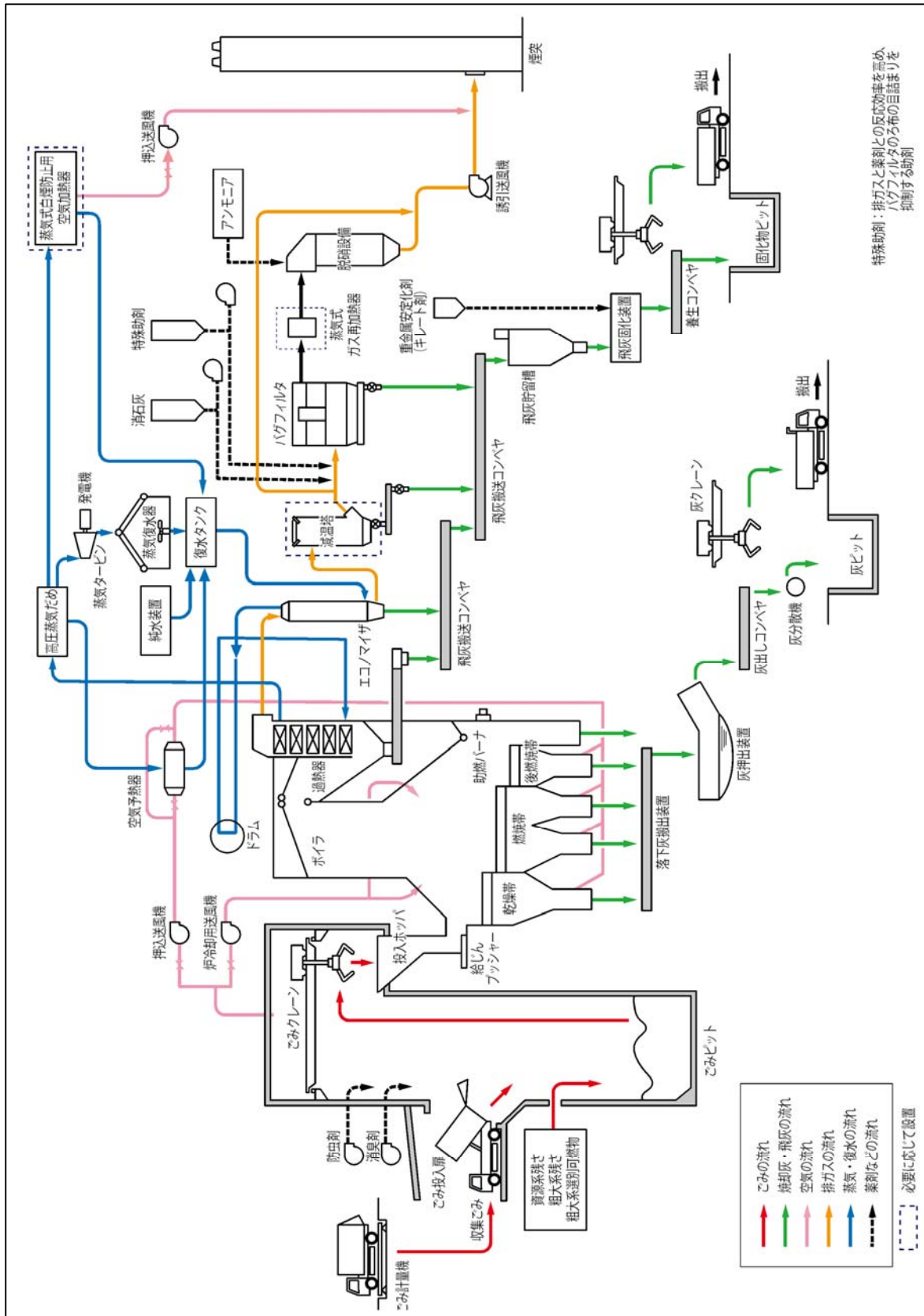


図 3.3 ごみ焼却施設処理フロー(案)

## 2) リサイクルセンター（施設更新分）

各処理フロー(案)を図 3.4 に示す。

### < 計画施設 >

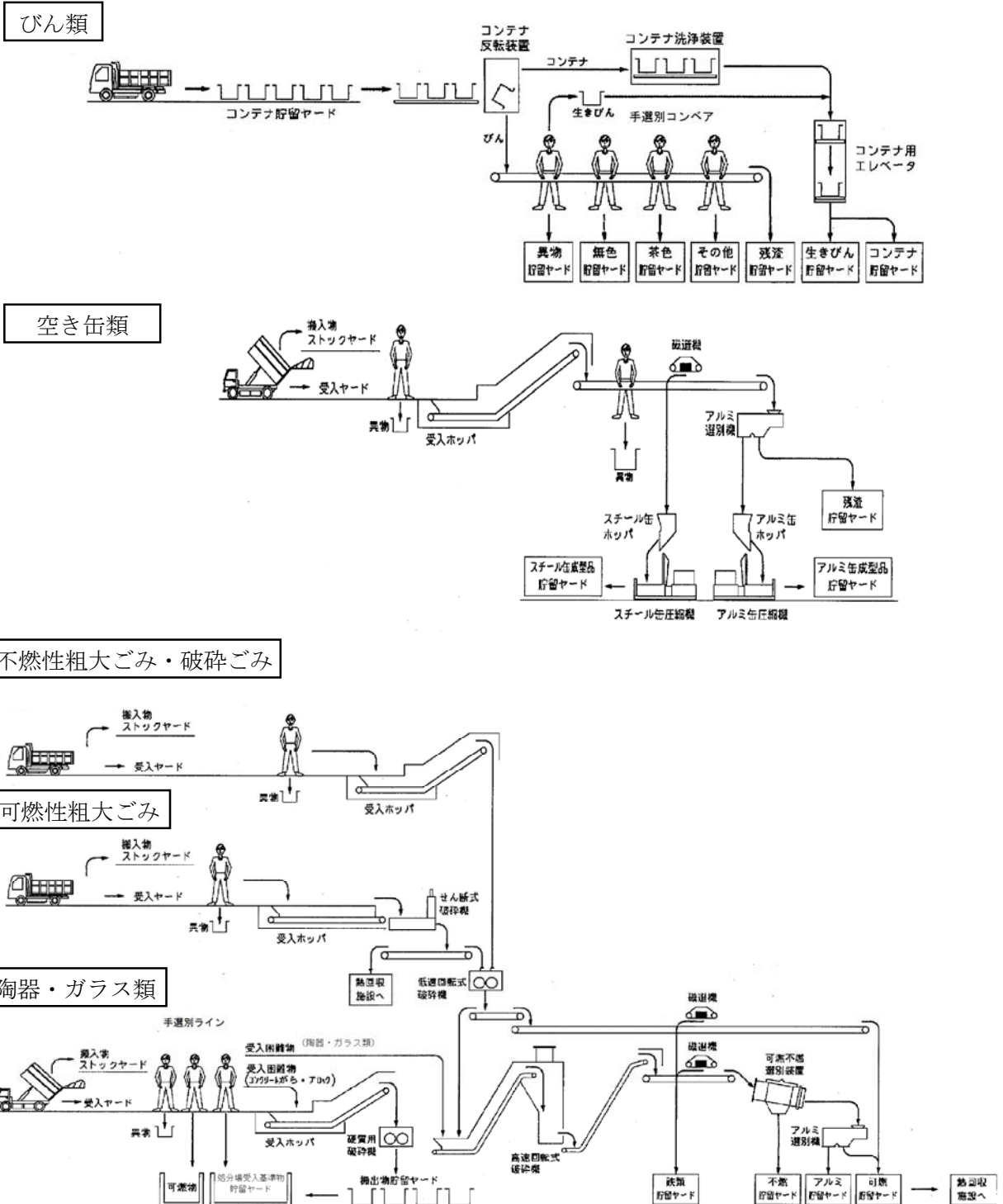
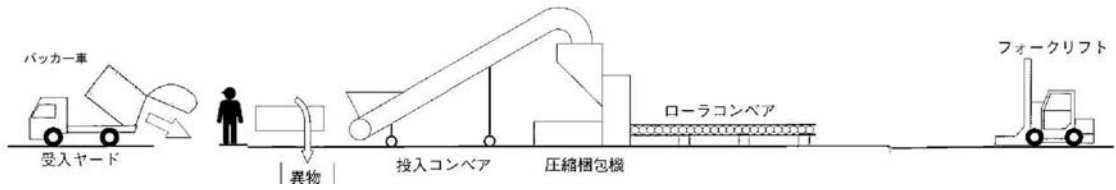


図 3.4(1) リサイクルセンター（計画施設）処理フロー

< 既存施設 >

ペットボトル類



プラスチック製容器類

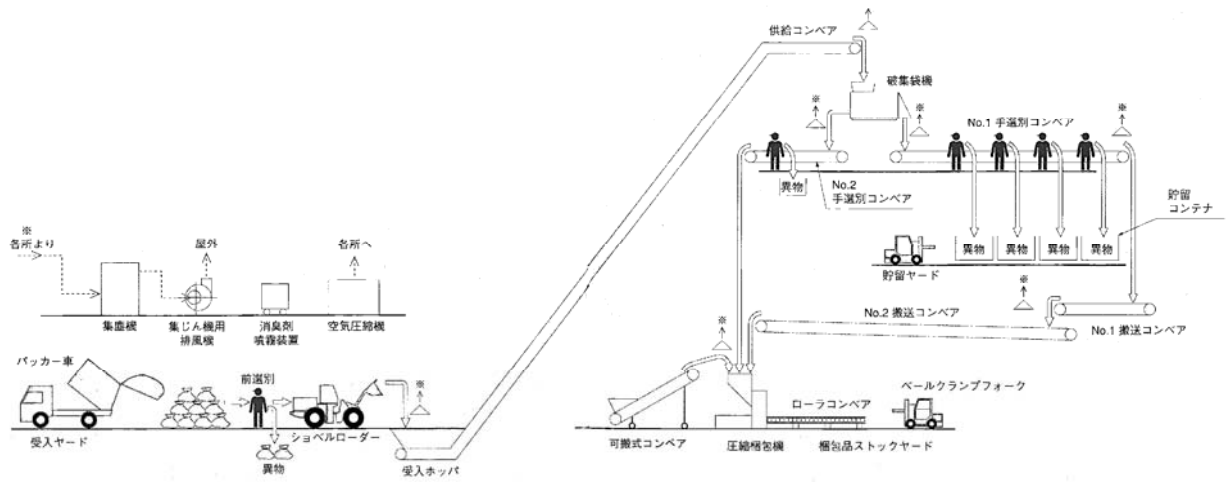
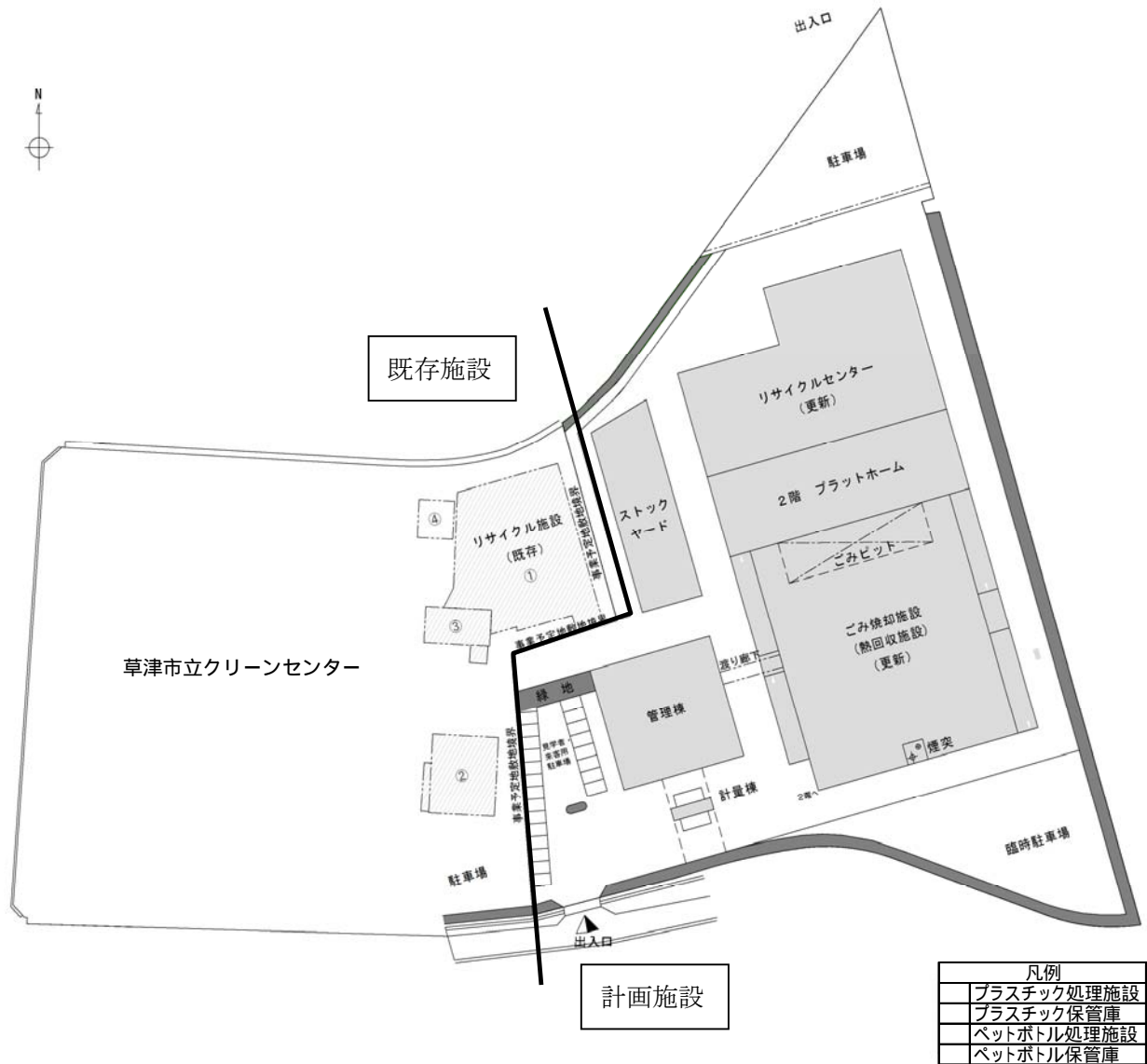


図 3.4(2) リサイクルセンター（既存施設）処理フロー

(3) 施設の配置計画

計画施設の配置計画を図 3.5 に示す。



(敷地面積 約 19,000m<sup>2</sup>)

図 3.5 施設配置計画



### 3.3.2 施設整備計画および供用に係る計画

平成 29 年度末の施設稼働に向けた施設整備スケジュールは表 3.6 に示すとおりである。

表 3.6 事業スケジュール（現段階における計画）

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
施設整備基本計画 基本設計		■						
環境影響評価		■	■	■	■			
業者選定・実施設 計・建設工事					■	■	■	■
供用開始								●▶

#### (1) ごみの搬出入計画等

計画施設は既存施設に隣接しており、ごみ収集車両等の走行ルートは既存施設への走行ルートと同じルートを利用する計画である。従って、ごみ収集車両等の走行ルートは、主要地方道大津能登川長浜線から草津川堤防沿いの道路を南下し、施設南側より搬入する走行ルートとする。ごみ収集車両等の主な走行ルートを図 3.6 に示す。

なお、ごみ収集車両等の運行台数は、計画施設による処理量が既存施設の処理量と大幅に変化しない計画であるため、現況と大きく変化しないとする。平成 23 年度のごみ収集車両等の走行台数を表 3.7 に示す。

また、施設の建設工事にあたって、工事用の資材運搬車両等の工事関係車両が走行するが、これらの車両については、ルート図のうち、志津小学校前を利用しないものとする。

表 3.7 ごみ収集車両等台数の状況（平成 23 年度実績）

区分	車両の種類	台数(台/年)	台数(台/日)	対象ごみ
搬入	大型	23,673	85	可燃ごみ、空き缶類、びん類、粗大ごみ・破 砕ごみ、陶器・ガラス類
	小型	5,591	20	
小計		29,264	105	
搬出	大型	1,722	6	焼却灰、処理後物（空き缶類、びん類、陶器・ ガラス類、ペットボトル類、プラスチック製 容器類）
	小型	534	2	
小計		2,256	8	
合計		31,520	113	

注) 年間台数は実績値、日間台数はごみ焼却施設の稼働日（280 日）で除した計算値である。

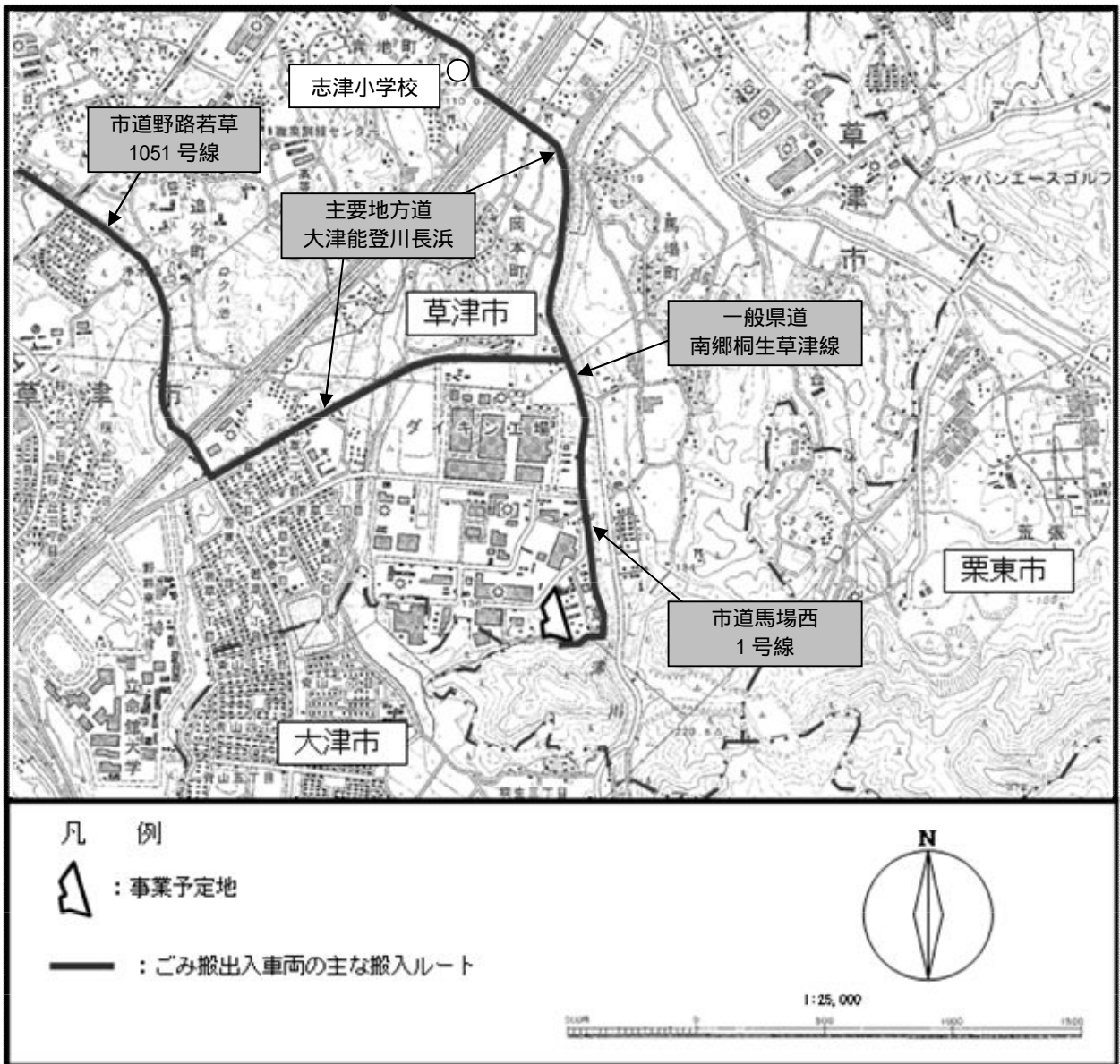


図 3.6 ごみ収集車両等の主な走行ルート

## (2) 給水計画

計画施設への給水は上水および雨水再利用水を使用する（雨水再利用の内容については、(4)雨水排水計画 を参照）。使用する上水は、生活用およびプラント用に使用し、北側の道路に埋設されている上水管（口径 150mm）を利用する。なお、現在一部利用されている井戸水については、非常用とし、平常時には使用しない。また、ごみ焼却施設において排水処理設備を設け、処理水の再利用を図ることで、上水使用量を削減する計画とする。

### (3) 汚水排水計画

ごみピット内やプラットホーム洗浄、ごみ収集車の洗車施設等から発生する施設内のプラント系の汚水排水は、ごみ焼却施設内の排水処理設備により処理を行い、減温塔や炉内噴霧等によりできるだけ再利用し、余剰分を公共下水道に放流する。

処理施設内の生活系排水は、公共下水道に放流する。

### (4) 雨水排水計画

工事中並びに供用時の雨水排水経路は、現況と同様に事業予定地の北側道路側溝あるいは南側水路を経て草津川に放流する。

雨水排水による周辺環境への影響については、以下の計画により出来る限り低減する。

なお、今後の気象条件変化等の状況により、環境影響が生じた場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を検討する。

#### 1) 水質汚濁防止計画

施設内の舗装面で発生した雨水排水の一部は、スクリーンおよび油水分離槽を経由することで、排水中の油分や有機物等による草津川への影響を低減する。

#### 2) 雨水排水量削減計画

施設内の舗装面や建屋部分への降雨は極力、集水および貯留を行い雨水の再利用化（植栽への散水、トイレ洗浄水、洗車用水、プラットホーム・床洗浄水への再利用）を図り、排水による草津川への影響を低減する。

なお、雨水の再利用に関する量は、1日当たり約 20m<sup>3</sup>を見込んでいる。雨水再利用水は1日使用水量の3日分に相当する 60m<sup>3</sup>程度の貯水槽・タンクに貯留し利用する。

### (5) ガス設備計画

計画施設内で使用するガスは、敷地北側の道路に埋設されているガス管（口径 150mm）を利用し引込む。

### (6) 電気設備

計画施設内で使用する電気は、電力会社との協議により、高圧電力（6kV）または、特別高圧電力を1回線で受電し、構内第1柱より引込むものとする。場内への引込み後は地下埋設を計画する。

(7) 公害防止計画

1) 排ガス排出基準

計画施設の公害防止に関する排ガス基準は、法令の排出基準値より厳しい自主基準値を設けるものとし、その値を表 3.8 に示す。

表 3.8 排ガスの法令基準値および自主基準値

項目	法令の排出基準値	自主基準値
ばいじん	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下
硫黄酸化物	K 値 : 8.76	K 値 : 0.2
窒素酸化物	250 ppm 以下	80 ppm 以下
塩化水素	700 mg/Nm <sup>3</sup> 以下 (430 ppm 以下)	130 mg/Nm <sup>3</sup> 以下 (80 ppm 以下)
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下

## 2) 排水基準

計画施設からのプラント系処理排水は、公共下水道へ放流する。排水基準は、下水道法施行令および草津市下水道条例に基づく下水道排除基準と同値とし、その値を表 3.9 に示す。

表 3.9 下水道への排水に適用される排除基準

項目	法令の排出基準値
温度	45 度未満
水素イオン濃度 (pH)	5~9
生物学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L 未満
浮遊物質量 (SS)	600mg/L 未満
全りん	(10mg/L 未満)
全窒素	(60mg/L 未満)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下 (20mg/L 以下)
沃素消費量	220mg/L 未満
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下
シアン化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L 以下
水銀	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下 (1mg/L 以下)
銅及びその化合物	3mg/L 以下 (1mg/L 以下)
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下 (1mg/L 以下)
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下 (0.1mg/L 以下)
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
アンチモン	(0.05mg/L 以下)
ニッケル	(1mg/L 以下)
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下

※1：基準は、下水道法施行令第9条の4、第9条の5、第9条の10および草津市下水道条例 第10の1、第11条、第12条に基づく

※2：( ) 内は日間平均値

### 3) 悪臭防止基準

計画施設の所在地は工業地域（第3種地域）に指定されているが、住居地域（第1種地域）における規制基準を目指すものとし、この自主基準値は表 3.10 とする。

表 3.10 臭気の自主基準値

	敷地境界線 (第1号)
法規制値 (第3種地域)	臭気指数 13
自主基準値 (第1種地域)	臭気指数 10

また、汚水排出は全て下水道放流を予定しており、排出口からの排出水に関する自主基準値は設定しない。

### 4) 騒音防止基準

計画施設の所在地は工業地域（第4種区域）に指定されているが、法規制値より 5~10dB の低減を目指すものとし、自主基準値は表 3.11 とする。

表 3.11 騒音の自主基準値

(単位：dB)

	朝	昼間	夕	夜間
	6時~8時	8時~18時	18時~22時	22時~6時
法規制値 (第4種区域)	65	70	70	60
自主基準値 (第2種区域 昼間)	55	60	60	55

### 5) 振動防止基準

計画施設の所在地は工業地域（第2種区域(II)）に指定されているが、住居地域（第1種区域）の昼間における規制基準を目指すものとし、自主基準値は表 3.12 とする。

表 3.12 振動の自主基準値

(単位：dB)

	昼間	夜間
	8時~19時	19時~8時
法規制値 (第2種区域(II))	70	65
自主基準値 (第1種区域 昼間)	60	60

### 3.3.3 危機管理計画

#### (1) 過去の自然災害発生状況等

草津市地域防災計画では、過去の災害履歴（風水害・地震）を整理している（資料編 p. 1-10～1-12 参照）。

また、草津市の洪水・内水ハザードマップでは、事業予定地は、水害により浸水が想定される範囲外となっている。

#### (2) 危機予防計画

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠し、過去の自然災害の発生状況等を考慮したうえで、耐震性能等に配慮した建築・設備の設計を行うとともに、非常時には、安全に施設を停止させるシステムを導入する。また、維持管理にかかる施設保全計画を策定し、予防保全的な施設の維持管理を実施することで、これらの設計やシステムを長期間にわたって担保し、安全で安定した運転を行うことで、環境汚染事故を未然に防ぐものとする。

#### (3) 事故対応計画

万が一、自然災害等による環境汚染事故が発生した場合は、汚染の拡大を最小限に食い止める必要がある。そのため、今後の施設詳細設計や管理運営体制の検討時に、廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）等を参考に、個々の具体的な事故対応の流れ、事故原因の究明や調査方法、日頃の教育訓練計画等をマニュアルとして整理し、環境汚染事故の拡大を最小限に防止することに努める。

### 3.3.4 廃棄物処理計画

#### (1) 工事中

工事中に発生する建設副産物（残土）、建設系廃棄物（伐採木材、建設系混合廃棄物）については、計画施設近隣の再利用先（公共工事等）や再資源化施設に搬入し、建設リサイクル法に基づき、可能な限り再資源化に努める。

#### (2) 供用後

既存施設と同様に、計画施設から発生する処理残渣（ごみ焼却施設から発生する焼却灰、リサイクルセンターから発生する不燃性残渣）は大阪湾の広域埋立処分場にて適正処分する。そのほか、施設内で発生する可燃物や可燃性残渣はごみ焼却施設において焼却処理し、リサイクルセンターから発生する処理後の再生資源は全量再資源化を行う。

## 4. 実施計画書についての意見およびそれに対する事業者の見解

計画事業の環境影響評価の実施に際し、環境影響評価実施計画書を作成した。さらに、平成23年6月1日に公告し、同日より、平成23年6月30日までの1ヶ月間、縦覧に供した。この実施計画書に対して提出された意見、ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

### 4.1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、住民からの意見並びに事業者の見解を表4.1～表4.4に示す。

なお、表中の参照ページは草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書のページを示している。

表 4.1 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
全般	1	【今回の縦覧での意見調査方法についての疑問】 地域自治会連合会にて事業の概要が説明された。各自治会の役員&班長の定例会議にて説明し、議事録として回覧している。縦覧にて公示された内容は、専門知識に乏しい地域住民にとっては、適切であるのかどうか判断できない。十分な理解を得るべき周辺住民への説明方法としては不十分である。本来、これは草津市主導で取り組まれるべきと考える。住民を対象にした説明会の実施を強く要望します。	準備書の作成にあたっては、以下の事業計画に係る知事意見ならびに市長、住民意見等をふまえて、できるだけ図表を用いて表現するなど、理解しやすい内容になるように努めました。 また、環境影響評価項目ごとに、調査結果、予測・評価結果、環境保全措置の順に記載し、全体の流れを把握しやすい構成にするとともに、できるだけ一般住民の方々が理解しやすい用語、図表等を用いるように努めました。
	2	周辺住民に対して定期的な意見聴取の機会を望むが、今後設ける意志はあるのか。	なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、解説や補足説明を記載するなど、理解しやすい内容になるよう、工夫をしました。 本準備書の縦覧期間中に周辺住民を対象とする説明会を実施し、更に事業内容等の周知に努めていきます。
事業計画	3	有害物質の蓄積が考えられる施設の通常および大規模災害時の危機管理と、その実際を公表すること。	草津市地域防災計画では、草津市内の過去の災害履歴の分析を行っています。 計画施設では、これらの分析結果等をふまえ、自然災害時や事故時に対応するための危機管理マニュアルを作成します。施設保全計画および危機管理マニュアルの詳細は、計画施設の設計時に検討し、安全管理上問題のない部分については公表します。(p.32 参照)



表 4.2 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
事業計画	4	<p>定められた測定地点での環境影響へのモニタリングが続けられており、測定結果からは問題がなかったこと、並びに計画施設では、より低レベルにコントロールできるという説明は理解できるものの、潜在的な危険度が説明されていない。</p> <p>現時点での焼却炉内、および敷地内土壌および地下水のダイオキシン類をはじめとする有害物質はどの程度であるのか</p>	<p>既存のクリーンセンターの焼却炉内有害物質の測定は困難であるため、参考値として、現在実施している煙突からの排ガスの測定結果を示しました。(p.30 参照)</p> <p>また、既存クリーンセンター敷地内の土壌および地下水の有害物質等の調査については、今後実施予定の解体工事時に調査をする計画であり、調査結果は速やかに公表し、汚染等があった場合には、国等のマニュアルや、関係法令に基づいて適切な措置を実施します。</p> <p>また、既存クリーンセンターの敷地に隣接する建設予定地において、土壌および地下水に係る有害物質の現地調査を実施しました。地下水調査の結果、ひ素以外の項目は環境基準を下回っています。なお、ひ素が一部環境基準値を上回る値となりましたが、近隣にひ素の人為的発生源等がなく、古琵琶湖層群中の地層に起因する自然由来の可能性が高いと考えられます。</p>
		<p>施設において天災・火災等の事故が起きた場合にそれらが周辺領域に拡散するリスクをどのように考えているのか不明。</p>	<p>計画施設の建設にあたっては、建築・設備の耐震性能に配慮した設計を行うとともに、非常時に安全に停止させるシステムを導入します。また、計画施設供用時の維持管理に係る施設保全計画を策定し、予防保全的な維持管理をすることで、長期間にわたり安全で安定した運転を行い、故障等によるトラブルを未然に防ぎます。</p> <p>なお、草津市地域防災計画では、草津市内の過去の災害履歴の分析を行っています。</p> <p>計画施設では、これらの分析結果等をふまえ、自然災害時や事故時に対応するための危機管理マニュアルを作成します。施設保全計画および危機管理マニュアルの詳細は、計画施設の設計時に検討します。(p.32 参照)</p>
	5	<p><b>【本事業が進展した先のことについての疑問】</b></p> <p>解体工事における焼却灰等の粉じん有害物質に対する飛散防止措置はどのように準備されているのか。</p>	<p>既存のクリーンセンターの既存施設解体については、別工事で行う予定をしており、今回の環境影響評価の対象とはしていません。ただし、国が定める法規則や関係団体が発行している「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に基づき、有害物質の飛散防止や、作業員への影響に十分配慮した解体工事計画書を作成し、その計画に基づき工事を実施します。</p>

表 4.3 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
事業計画	6	【本事業が進展した先のことについての疑問】 工事中のトラックの移動ルート・工事日程など周辺住民の日常生活に影響のある点に対する配慮はどのように考えているのか。	計画施設の工事に係る工事用車両からの排ガス、騒音について、予測評価の対象とし、その結果をふまえ、必要な環境保全措置を示しています。なお、通行ルートは、事業計画の「3-3-4 道路交通計画」(p. 24~25 参照)に示した主要地方道大津能登川長浜線としておりますが、工事車両については、通行が集中しないように配慮します。また、通行車両に対しては、規制速度の厳守、空ぶかしなどさせないよう指導する予定です。
	7	【本事業が進展した先のことについての疑問】 解体、更新に際した更新後の環境影響調査結果について情報公開は遅滞なくされるのか。	既存施設の解体は、計画施設の完成後に別工事で行う予定であり、今回の環境影響評価の対象とはしていませんが、国が定める法規則や関係団体が発行している「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に基づく解体工事計画書に従い実施する調査等について適宜情報を公開します。 計画施設の環境影響調査結果は、環境影響評価書を建設工事着工前に公告・縦覧、また事後調査報告書を工事完了後に公告・縦覧し公表する予定です。
大気質	8	松が丘 2 丁目の子どもたちも通う青山小学校に大気・土壌観測点を設けること。	現況調査において、大気質および土壌調査の地点に青山小学校を追加しました。 (p. 164~165, p. 384 参照)
	9	環境に敏感な子供達いる青山小学校(クリーンセンターから 0.8km)に大気・土壌等の観測地点を必ず、設けること。	
	10	【環境影響測定を予定している測定点に対する疑問】 煙突排ガスの最大着地地点を約 600m と考えているとの記述があるにもかかわらず、大気質・気象の調査地点に最も近隣にあたる青山 2 丁目&3 丁目が含まれていない点の根拠が不明。	現況調査において、事業予定地に近接する青山小学校に大気質および土壌調査の地点を追加しました。 (p. 164~165, p. 384 参照)
	11	【提示された気象データの信頼性に対する疑問】 クリーンセンターと青山の間は、谷間になっており、谷風が吹くと、提示されている気象データ通りの風向きなのかどうか不明。	イオロ山の存在影響を考慮して、現況調査において、イオロ山の西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置する JA レーク大津桐生に気象観測地点を追加しました。(p. 164~165 参照)
	12	大気観測に関して、クリーンセンター設置周辺の風向きや風量の正確な測定をし、それを考慮した調査方法、調査結果報告を公開すること。	現地調査にあたっては、正確な風向・風速の計測を行うため、気象検定を受けた気象測器を用いて実施しました。 また、その結果について記載しました。 (p. 166~170 参照)

表 4.4 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
悪臭	13	日頃風向きによりプラスチックを焼却する臭いがかなり気になるときがある。	<p>既存の焼却施設において、ごみピットの臭気成分は焼却対象ごみと一緒に炉内で高温焼却し、発生する排ガスは排ガス処理施設により、法令による排出基準値以下にして煙突から排出しています。</p> <p>現況調査では、さまざまな悪臭物質を含む臭気の状態を把握すべく特定悪臭物質の濃度だけでなく、人間の感覚を利用した臭気判定士による官能試験を行い、その結果もふまえた予測評価を実施しました。</p> <p>(p. 352～354 参照)</p>
その他	14	今までの観測データを青山小学校付近と若草付近を比較しながらすべて公表すること。	各調査項目の測定結果、既往のデータについては、青山地区および若草地区を含めた測定箇所間で相互に比較できるよう、結果表を掲載しました。(p. 386、資料編 p. 2-81～2-152、p. 2-155～2-162、p. 2-182～2-187、p. 2-195～2-202 参照)
	15	青山小学校近くで、クリーンセンターからと思われる燃えカスが年に数回は確認された。	既存の焼却施設は、炉内でごみを焼却したのち、ろ過式集じん機で処理した排ガスを煙突から排出しており、燃えカス(ばいじん等)が飛散しない構造になっています。計画施設も燃えカス(ばいじん等)は飛散しない構造です。(p. 14 参照)
	16	ダイオキシンなどの有害物質の測定について：提示された測定方法は妥当なのか、専門的知識がない地域住民には判断できない。	ダイオキシン等の有害物質の測定については、国で定められた公定法に従い実施しており、妥当な方法であると考えます。
	17	どのような人がその測定を担当するのか、そのデータの取り扱いにミス(データ誤記・取り違え)が起こらないような厳重な方策が取られているかという点も不明である。	環境データの測定・分析は、環境関連調査・分析試験を専門に実施する機関に所属する、計量法により定められた環境計量士が実施しています。現地調査や室内試験における測定・分析結果についても環境計量士が精度管理を行ったうえで計量証明書を発行しています。さらに、誤記等が起こらないよう十分な精査を行っています。

## 4.2 知事意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、知事意見並びに事業者の見解を表 4.5～表 4.10 に示す。

表 4.5 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
全般	1	準備書作成にあたっては、事業計画、調査結果の概要、予測評価の結果等、全体の流れが把握しやすい構成とするとともに、適宜補足説明を追加する等、地域住民が理解しやすい内容となるよう、より一層の工夫をすること。	準備書の作成にあたっては、以下の事業計画に係る知事意見ならびに市長、住民意見等をふまえて、できるだけ図表を用いて表現するなど、理解しやすい内容になるように努めました。 また、滋賀県環境影響評価条例に従い、環境影響評価項目ごとに、調査結果、予測・評価結果、環境保全措置の順に記載し、全体の流れを把握しやすい構成とするとともに、できるだけ一般住民の方々が理解しやすい用語、図表等を用いるように努めました。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、解説や補足説明を記載するなど、理解しやすい内容になるよう、工夫をしました。
	2	本事業に使用する各施設の規模を設定した根拠を詳細に説明すること。	平成 21 年度に策定した「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成 27 年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成 29 年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。(p. 11～12) なお、具体的な算出過程は資料編に掲載しました。(資料編 p. 1-4～1.5 参照)
事業計画	3	ごみ収集車両等の導線、施設の配置計画、導入する施設、工事用車両の通行経路等、本事業の詳細を明確にすること。	計画施設に関する施設の配置計画、導入する施設、ごみ収集車両等の導線、工事用車両の通行経路等については、第 3 章「事業の目的および内容」の中で整理しています。 (p. 19、p. 22～23 参照)
	4	本事業には、既存の草津クリーンセンター（以下「既存センター」という。）内で引き続き使用される施設が含まれることから、新設、既存等の別を明示したり、既存センターと対比したりすることにより、施設計画の概要をわかりやすく明記すること。	クリーンセンター内で稼働することとなる計画および既存施設の改廃、継続使用についての対比表を掲載しました。(p. 10 参照)
事業計画	5	既存センターにおける排ガス検査結果等、現状の施設に関する環境管理に関する事項についても明記すること。	既存施設における定期検査結果（排ガス、悪臭）について記載しました。 (p. 30 参照)

表 4.6 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
事業計画	6	<p>既存センターの敷地および施設の一部を、本事業と一体のものとして使用する場合は、環境影響評価の対象とし、必要な現地調査および予測評価を追加すること。</p> <p>なお、一体のものとして使用しない場合においても、今後の利用方針について明記すること。</p>	<p>既存施設のうち、引き続き利用するリサイクル施設および敷地は、建設を予定している計画施設とあわせて一体の施設として運営をしていくため、環境影響評価の対象とし、現地調査および予測評価を行いました。</p> <p>なお、プラスチック減容化処理施設（10t/日）は、平成23年10月のごみ分別種変更に伴い、現在は停止しており、今後は解体撤去する予定です。（p.10 参照）</p>
	7	<p>ごみ焼却施設の運転停止時、ごみピットから発生する臭気に係る対策について、導入する脱臭装置、運転管理方法等を含め、より効果の高いものとなるよう充分検討すること。</p>	<p>ごみ焼却施設の全炉停止時は、ごみピット内は1時間当たり1回以上の換気を行い、負圧に保つほか、活性炭吸着処理などを用いた性能の高い防臭・脱臭装置を導入する計画です。（p.352 参照）</p>
	8	<p>工事中に発生する濁水の処理方法について、降雨時に掘削場所から発生する濁水ほか、粉じん対策で使用する散水、工事用車両のタイヤ洗浄水等、発生要因を抽出し、要因毎の対策を具体的に明示すること。</p>	<p>工事中は、降雨時の掘削場所から発生する濁水が発生すると想定しています。これらの濁水に対し、濁水処理プラントを設置し、沈降分離処理などを行います。（p.22～23、p.363～365、p.369 参照）</p> <p>工事車両の洗車排水は循環使用し、沈殿する土砂は適正処理するため濁水処理の対象とはなりません。</p>
	9	<p>本事業において使用する設備、施設等の管理方法のほか、油流出事故等の環境汚染事故が発生した場合の対応方法についても明らかにすること。</p> <p>なお、事業予定地付近における自然災害発生の可能性に関する情報を収集し、その結果に応じて、災害発生時の対応も対象とすること。</p>	<p>使用する設備、施設の管理の考え方、自然災害発生の可能性等に関する情報収集結果と対応については、「3-3-11 危機管理計画」に記載をしました。（p.32 参照）</p> <p>なお、自然災害や事故時には、油や薬品の流出等が想定されますが、地震等による配管の損傷を防ぐため、タンクと配管の結合部分にフレキシブルジョイントを設置したり、環境汚染物質の場外への流出を防ぐために、必要な容量の防液堤を設置すること等の対応を実施します。</p>
事業計画	10	<p>発電設備を設置する場合、復水器から相当量の熱量が大気に放出されることから、周囲の植生等に影響を与えないよう排気の方法について検討を行うこと。</p>	<p>復水器の排気温がイオロ山に影響を与えない配置・構造とするため、敷地境界から少なくとも20m以上離れた配置とし、かつごみ焼却施設の屋上部（地上高30m付近）に排気口を設置して上方向きに排気するようにします。（p.450 参照）</p>
	11	<p>実施計画書第4章については、情報の収集に努め、内容の差し替えや追加により、最新の情報を記載すること。</p>	<p>準備書作成時点で入手可能な滋賀県環境白書、統計資料等の最新データを収集、整理し、追記、更新しました。</p>
	12	<p>実施計画書 p.71 の伝承文化に関わる祭りや行事について、草津市内のものだけでなく、事業予定地周辺の津市内および栗東市内のものについても確認すること。</p>	<p>現況調査段階において、草津市に加え周辺の津市内、栗東市の伝承文化に関わる祭りや行事について確認、整理しました。（p.91 参照）</p>

表 4.7 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
事業計画	13	現在、事業地では既存センター内で施設が稼働し、周辺では別の事業場が存在していることから、現況との対比だけでなく、できる限り既存施設や別の事業場からの負荷分を差し引いた上での予測評価を行うこと。	周辺事業場等の影響を確認するため、既存施設や周辺事業場の稼働状況をふまえて、平日と休日の現地調査データの比較検討を行い、既存資料を収集し周辺環境の分析にも努めましたが、現地調査結果と既存資料によるデータでは、既存施設や近隣事業場の負荷分を差し引くことによる整理が難しかったため、予測評価にあたっては、既存施設や近隣の事業場の影響も含む方法で実施しました。(資料編 p. 2-153 参照)
環境要素	14	各環境要素に係る予測評価について、必要十分な情報や資料に基づき実施すること。そのため、現況調査については、その調査の結果や状況の変化に応じて、調査手法の変更や補足調査の必要性等について留意しながら実施すること。 特に、事業予定地の西側には、教育施設が存在していることに充分留意すること。	各環境要素に係る予測評価の実施にあたっては、必要十分な情報収集に努めました。また、現況調査の結果分析から、必要に応じて補足調査を実施し予測評価に反映しました。特に、事業予定地の西側の小学校に配慮し、大気質および土壌の調査地点に青山小学校を追加し、その結果を予測評価に反映しました。(p. 158、p. 164～165、p. 384 参照)
大気質	15	事業予定地の南側には、イオロ山が存在する等、複雑な地形となっていることから、現況調査および予測の手法が、これらの影響を考慮したものかを検証し、必要に応じて内容を見直すこと。	現況調査において、イオロ山の存在影響を考慮して、その西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置するJA レーク大津桐生で風向・風速調査を冬季と夏季に実施しました。(p. 168～170 参照) さらに、予測手法はイオロ山の影響を考慮できるモデル式を採用する等、イオロ山の影響をふまえた予測評価を実施しました。(p. 228、p. 235～238、p. 249～251 参照)
騒音	16	騒音の予測評価について、環境基準等の公的な指標を下回る場合でも、できる限りその影響を低減すること。	予測評価にあたっては、環境基準等との公的な指標との比較を実施しました。その結果、指標を下回る場合においても、さらにできる限り影響を低減するため、防音室の設置などの環境保全措置を検討し掲載しました。(p. 304～308 参照)
低周波音	17	施設の稼働に伴う低周波音について、現時点で得られる知見に基づき予測評価すること。	低周波音については、環境省「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」(都道府県等宛通知 平成 20 年 4 月)等の情報をふまえ、現時点で得られる最新の知見に基づいて予測評価を実施しました。(p. 341～343 参照)
悪臭	18	特定悪臭物質では、当該物質以外の臭気、複合臭等についての予測評価を適切に行えない場合があるため、臭気指数を中心に予測評価を行うこと。	悪臭の予測評価は、臭気指数を指標として実施しました。(p. 348～351 参照)

表 4.8 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
悪臭	19	施設からの悪臭に係る予測評価については、ごみ焼却施設の運転停止時に、ごみピット等から発生する臭気を考慮したものとすること。	既存クリーンセンターの運転停止時において、ごみピットからの臭気を含む悪臭の現況調査を実施し、その結果に基づいて、計画施設における悪臭の予測評価を行っており、ごみピットから発生する臭気を考慮した予測評価となっています。 なお、計画施設については、臭気の低減を図るため、運転停止時の環境保全措置として、脱臭装置の設置や消臭剤の散布等を行います。(p. 352～354 参照)
水質	20	事業予定地からの雨水排水が流入する草津川については、晴天時は水位がないことが想定されるため、河川の状況を充分把握した上で、現地調査を適切なものとすること。	草津川は、降雨時には水位（流れ）がありますが、晴天の継続時には水量の不足や瀬切れ等が発生している場合がみられます。そこで、水位が十分確保されている降雨時に現況調査を実施しました。(p. 357～360 参照)
	21	また、降雨時は、濁りが見られるため、環境基準との整合を図る評価方法は、適切ではないことから見直すこと。	工事の実施にあたっては、降雨時の放流水の浮遊物質量の自主基準値を 70 mg/L に設定し、濁水処理プラントもしくは仮設沈砂池のどちらを設置する場合であっても、自主基準値まで低減する濁水処理を行うこととしております。(p. 22～23、p. 363～365、p. 369 参照) なお、予測評価にあたっては、降雨時の草津川の合流地点の現況の水質を悪化させないこととしました。
	22	工事中の濁水の流出による予測評価については、水の濁りだけでなく、必要に応じて、化学的酸素要求量、全窒素および全リンに係る負荷量についても行うこと。	工事中の濁水の流出については、降雨時に草津川の化学的酸素要求量、全窒素および全リンの現地調査を実施し、それらの負荷量についても、予測評価を実施しました。 (p. 367～369 参照)
地下水	23	事業予定地内に設置されている井戸から、環境基準以下ながらトリクロロエチレンが検出されていることから、工事期間中は、当該井戸の水質の変化の有無を定期的に確認すること。	現況調査において、新たに事業予定地内 4 箇所に計 7 孔の観測井戸を設置しました。工事中は、これらの観測井戸の地下水について、年 4 回、水質分析（地下水環境基準項目）を実施し、工事中の水質変動の有無を確認します。(p. 381、p. 521 参照)
	24	また地下水面近くまでの掘削工事を行う場合は、当該物質に関連する物質についての土壌調査を実施すること。土壌調査の実施に際して、地下水の存在が認められる場合は、地下水の流向および水質についても把握し、本事業による周辺地下水への影響についても予測評価すること。	現況調査において、観測井戸による地下水位観測結果から、事業予定地内の地下水位（第一帯水層）は、計画掘削深度より低い水位で安定していることを確認しました。 地下水の流向および水質についても現況調査で把握したうえで、工事による周辺地下水への影響の予測評価を実施しました。 (p. 373～381 参照)

表 4.9 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
土壌	25	ダイオキシン類については、非意図生成物として、ごみ焼却施設からの排出ガスにごく微量ながら含まれることから、事業予定地周辺における定期的な調査の必要性について検討すること。	排ガスのダイオキシン類は、計画施設の排ガス濃度計画基準値を規制値の1/10という非常に厳しい数値に設定して監視することから、土壌への負荷は殆どないと考えます（仮に排ガス自主基準値の0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> Nの濃度で30年間排出した場合に、煙突から半径2km範囲内の地表1cmに粒子状のダイオキシン類が着地・蓄積したと仮定しても蓄積量は土壌環境基準1,000pg-TEQ/gの100万分の1オーダーの濃度と推定されます）。よって、排ガス濃度を定期的に測定・監視することで、周辺土壌の定期的な調査は必要ないと考えます。
鳥類	26	鳥類の調査方法に記載されている定点観察法による調査については、猛禽類の生息状況を把握するためのものとし、適切な調査地点および調査時期を設定し、実施すること。	現況調査段階において、動物調査の項目に猛禽類の生息状況を把握するための定点観察を追加しました。なお、調査地点は事業予定地を中心とした周辺に複数地点を配置し、オオタカ等が繁殖行動を行う時期に調査を実施しました。（p.391、p.395参照）
植物	27	植物の調査について、実施計画書 p.142 の図6-4-6に記載された主要な調査範囲の植生が把握できるようルートを設定し、調査を実施すること。また、調査結果を植生図として取りまとめること。	地形図や航空写真を参考に調査範囲内の主要な植生を把握できるルートを設定した上で、現地踏査をふまえて現地調査を実施しました。 また、調査結果に基づき事業実施区域およびその周辺を対象とした植生図を作成しました。（p.436～439、p.443参照）
景観	28	景観の調査地点について、近景および中景の可視域を確認した上で、住居の有無、地形等を充分考慮した上で、適切な場所を設定すること。また、必要に応じて遠景からの状況についても予測評価すること。	現況調査では、近景・中景の視点場となる学校や集落を選定し、既存施設が視認できる地点を現地踏査により確認した上で、予測評価地点を設定し、写真撮影を行いました。（p.455～465参照） 予測では、同地点における計画施設の設置による景観の変化を検討しました。さらに、代表的な地点においてフォトモンタージュを作成し、景観変化について評価しました。（p.470～474参照） なお、遠景についても、近景・中景と同様に既存施設が視認できる地点を選定、写真撮影を行い、計画施設の影響を予測しました。（p.464参照）



表 4.10 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
文化財	29	事業予定地周辺の遺跡は、水田であった場所から出土していることから、事業予定地の履歴を確認し、水田であった場所が含まれる場合は、試掘調査の必要性について検討すること。試掘調査により埋蔵文化財が確認された場合は、文化財を環境影響評価の対象とすること。	<p>国土地理院発行の旧版地図や住宅地図等に基づく過去の土地利用状況から、事業予定地の一部が水田であったことを確認しました。</p> <p>その結果をうけ、草津市教育委員会が事業予定地の試掘を行った結果、埋蔵文化財は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定しませんでした。</p> <p>(資料編 p. 2-266～2-275 参照)</p> <p>なお、今後の工事において、埋蔵文化財確認された場合には、草津市の教育委員会等関係部署と協議を行い記録保存・移設等の措置により適切に対応します。</p>
伝承文化	30	伝承文化に係る環境影響評価の要否について、現存する伝承文化に関わる祭りや行事だけでなく、事業予定地およびその周辺における土地の使用履歴についても考慮する必要があることから、これらの事項について、過去の地図や市史等の既存の資料を活用するほか、周辺への聞き取り等により確認を行うこと。また、その結果に応じて、伝承文化を環境影響評価の対象とすること。	<p>伝承文化に関する資料や旧版地図等を含め、各市の伝承文化に関わる祭りや行事について整理しました。(p. 91 参照)</p> <p>また、草津市の文化財担当部署等への聞き取りを行いました。伝承文化は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定しませんでした。</p>

### 4.3 関係地域市町意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、関係市からの意見並びに事業者の見解を表 4.11～表 4.17 に示す。

表 4.11 実施計画書に対する草津市長意見と事業者の見解

区分	No.	草津市長の意見	事業者の見解
全般	1	当該環境影響評価を実施することに際し、環境保全に十分配慮し、実施計画書に基づき調査を確実に実施されるよう指導されたい。	<p>適切な環境保全措置を実施できるように、滋賀県環境影響評価条例に基づく実施計画書に基づいて現地調査を確実に実施しました。</p> <p>また、調査の結果等に応じて必要な補足調査等を実施しました。</p>

表 4.12 実施計画書に対する栗東市長意見と事業者の見解

区分	No.	栗東市長の意見	事業者の見解
全般	1	ありません	—

表 4.13 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長	事業者の見解
環境の保全措置	1	環境保全の措置の表現については、低減的な表現ではなく、防止的な表現に改めること。	防止的な表現の使用については、周辺への影響を皆無にできるとの予測結果と科学的根拠が必要になると考えています。今後、事業者として出来る限りの環境保全措置に取り組みますが、周辺環境への影響については、気象等の事業者が管理できる範囲外となる不確定要素にも影響されると考えております。このことから、防止的な表現の使用について検討をしましたが、できる限り影響を低減するという表現としました。
関係課意見	2	地元からの要望・意見等を最大限に尊重すること。	調査地点の追加などに関する地元からの要望・意見を踏まえ、青山小学校を大気質および土壌調査地点として追加し、風向きの違いを把握するために事業予定地周辺の3箇所(青山小学校、馬場町会館、レーク大津桐生)に気象調査地点を追加するなど、できる限りの対応をいたしました。 (p. 164～165 参照)
施設の概要・規模	3	ごみ焼却施設の規模について、現在の施設規模150t/日から計画規模127t/日に縮小する根拠について明確に記載すること。その際、人口増加が見込まれることを考慮した上で、ごみ処理の各施策より平成28年度目標値を導き出した過程を具体的に記載すること。	平成21年度に策定をした「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成23年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成29年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。なお、具体的な算出過程についても掲載しました。 (p. 11～12、資料編 p. 1-3～4 参照)
	4	また、平成28年度目標値を基にごみ焼却施設能力を設定した根拠についても記載すること。リサイクル施設についても同様。	平成21年度に策定した「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成23年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成29年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。 (p. 11～12、資料編 p. 1-3～4 参照) リサイクル施設の規模設定についても同様の考え方で設定をしています。なお、計画施設の処理能力の具体的な算出過程についても掲載しました。(p. 11～12 参照)
	5	ごみ焼却施設に係る煙突位置を図3-3-3に記載すること。	計画施設の配置、工事計画については、最新の情報に基づき施設配置計画平面図を記載しました。(p. 19 参照)

表 4.14 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長	事業者の見解
施設の概要・規模	6	本事業は、ごみ焼却施設およびリサイクル施設を事業予定地に更新整備するとあるが、リサイクル施設については、既存施設の一部が更新整備後も現在の設置施設で継続稼働されることから、計画地のみの施設概要を記載するのではなく、保有するリサイクル施設の全てについて、明確に記載すること。	ごみ焼却施設およびリサイクルセンターで稼働することとなる新旧各施設の改廃、継続使用についての対比表を示しました。 (p. 10 参照)
施工計画	7	ごみ収集車両等の主な走行経路については、図3-3-4に記載があるが、工事中の資機材等運搬車両の走行経路の記載がないため明示すること。その場合、大津市への騒音、振動、大気質について影響がある場合は、環境影響評価の対象とし、調査地点について見直しを行うこと。	ごみ収集車両等の主な走行経路および工事中の資機材等運搬車両の走行経路は、いずれも草津市側の走行ルートを想定しているため、これらの車両通行による大津市側への影響は想定されません。(p. 24～25 参照) そのため、調査地点は全て草津市内(大気質2地点、騒音・振動3地点)としました。 (p. 164～165、p. 268～271、p. 310～313 参照)
既存施設	8	既存施設稼働に伴う環境に係る周辺住民からの申立があったのであれば、現況把握や対策の参考となることからその内容について具体的に記載すること。	既存施設稼働に伴う環境に係る周辺住民からの苦情について掲載しました。(p. 29 参照) なお、住民から環境に係る相談があった場合は、公害指導担当部署に連絡するとともに、焼却炉の燃焼異常などの原因がないか、ただちに調査しています。クリーンセンター内に原因が確認されない場合は、公害指導担当部署と連携して、さらに広域的に原因を調査し、解決に向けた取組みを続けています。
環境影響評価の項目	9	環境影響評価については、更新される計画施設のみではなく、既存施設で継続稼働するリサイクル施設を含めた調査、予測および評価を実施すること。	既存施設のうち引き続き利用するリサイクル施設の影響を考慮して予測評価を実施しました。
に調査、予測および評価の手法	10	稼働時の評価のみではなく、付帯施設を含み災害時や不測の事態において、どのような環境影響が発生するかを記載し、その対応についても記載すること。その場合、予め施設規模を設定しておかなければならないものについては、その施設の規模の根拠についても施設概要に明示し、環境影響評価の対象とすること。	計画施設供用後の災害時や不測の事態においては、それに関連する施設の管理の考え方、自然災害発生の可能性等に関する情報収集結果と対応計画を「3-3-11 危機管理計画」に記載をしました。(p. 32 参照) なお、自然災害や事故時には、油や薬品の流出等が想定されますが、地震等による配管の損傷を防ぐため、タンクと配管の結合部分にフレキシブルジョイントを設置したり、環境汚染物質の場外への流出を防ぐために、必要な容量の防液堤を設置すること等の対応を実施します。
	11	建設工事中における事故発生に対するリスク管理方法および対処について具体的に記載すること。	また、工事中の事故に関しては、建設工事業者に対する法令遵守徹底にかかる指導はもちろんのこと、工事工程の安全管理、従業員へ教育を徹底していくことで、工事中の事故を未然に防ぐ計画とします。さらに、工事期間中は、事業者と廃棄物施設を専門とするコンサルタント業者により、建設工事の工程等を監視する計画とします。

表 4.15 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長の意見	事業者の見解
環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法	12	事業予定地は、直近で既存施設が稼働し、周辺では工業団地が存在していることから、できる限り周辺の影響を差し引いた状況を把握し、既存施設の影響把握および新施設の影響予測を実施すること。	周辺工業団地の影響を確認するため、既存施設や周辺工業団地の稼働状況をふまえて、平日と休日の現地調査データの比較検討を行い、既存資料を収集し周辺環境の分析にも努めましたが、現地調査結果と既存資料によるデータでは、既存施設や周辺工業団地の負荷分を差し引くことによる整理が難しかったため、予測評価にあたっては、既存施設や周辺工業団地の影響も含む方法で実施しました。 (資料編 p. 2-153 参照)
大気質	13	既存施設の周辺への影響を観測により把握し、モデル予測と整合していることを確認すること。その際、逆転現象等の特別な気象条件を考慮すること。	大津市長の意見 No. 12 で示した通り、大気質の現況調査データから、既存施設からの周辺への影響を把握することはできませんでした。そのため発生源の程度が明確にわからない状況であったことから、モデル式の検証はできませんでした。 今回の予測にあたっては、他の環境影響評価で採用実績のある周辺地形を考慮できるモデル式を採用したため、再現性は高いものと考えます。また、逆転現象等（リッド、フュミゲーション、ダウンウォッシュ）を含め特殊な気象状況についても考慮しました。 (p. 219～228 参照)
	14	大津市側の観測地点の選定に当たっては、約600m 地点に教育施設があることから、このことを考慮した測定位置の見直しを行うこと。	現況調査において、大津市域で計画施設に近接する青山小学校を調査地点に追加して、現地調査を実施し、現状をより詳細に把握しました。その結果から当該地域の特性を取りまとめました。(p. 164～165 参照)
	15	一般環境調査として周辺 5 地点を調査箇所とされているが、大津市域への影響を把握するのであれば、直近の山の影響による風向風速変化を調査・予測し、適切な場所とすること。	現況調査は、イオロ山の存在影響を考慮して、その西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置する JA レーク大津桐生に気象観測地点を追加し、全 9 地点で実施しました。また、冬季と夏季に現地調査を追加実施しています。 (p. 164～165 参照) さらに予測手法はイオロ山の影響を考慮できるモデル式を採用する等、イオロ山の影響をふまえた予測評価を実施しました。 (p. 228、p. 235～238、p. 246～248 参照)
騒音	16	大津市域の適切な場所に、低周波を含んだ騒音測定箇所を設けること。	騒音、低周波音の調査地点として、大津市内の青山小学校を追加しました。 (p. 268、p. 271、p. 338～339 参照)

表 4.16 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長の意見	事業者の見解
悪臭	17	悪臭発生源となりうる全ての施設を含めて評価すること。	悪臭発生源となりうる要素（計画施設からの漏洩・煙突排ガス・ごみ収集車両等の走行）を抽出し、予測評価を行いました。（p. 348～351 参照）
	18	防臭・脱臭装置の種類、構造および性能について記載すること。	防臭・脱臭装置の種類については、類似施設での導入実績が多く性能が安定していると考えられる、活性炭吸着法、燃焼脱臭法、湿式酸化法等等を想定していますが、今後、建設工事の業者選定時における業者提案や、計画施設の実施設の際に充分検討を行い、最適な装置を導入する計画としています。（p. 352 参照）
悪臭	19	調査に当たっては、大津市域への影響を適切に把握できる調査時期の設定を行うこと。	一般的に影響が最大と考えられる夏季の調査時期を設定しました。 なお、悪臭の現況調査時は、風向が東北東の条件下で行いました。（p. 345 参照）
地下水	20	計画地の近傍で地下水汚染が認められることから、土壌調査時に当該敷地および周辺の地下水の流況を調査し、大津市域への影響について予測・評価すること。	現況調査において、新たに事業予定地内 4 箇所に観測井戸を設置し、地下水位観測を行い、観測結果から、事業予定地および周辺の地下水は北西方向（大津市から草津市の方向）へ流動していることが推測されました。この結果に基づき、工事による大津市域の地下水への影響は殆どないと予測評価しました。（p. 376、p. 380～381 参照）
土壌 (汚染)	21	ダイオキシン類調査については、事業予定地内 5 箇所としているが、周辺への影響が懸念されることから大津市域を含めた調査を実施すること。また、事後調査についても実施すること。測定箇所の設定に当たっては大気質の測定箇所および教育施設を考慮すること。	現況調査において、土壌のダイオキシン類は、事業予定地内に加え、大津市内の青山小学校を含めた 6 地点で実施しました。（p. 382～384 参照） なお、計画施設では、現施設に比べて排ガス処理能力を向上させるとともに、より厳しい自主基準値により排ガスの排出管理をします。そのため、土壌の調査ではなく、煙突排ガスの定期的な自主測定を継続して実施することで、排出源を監視する計画とします。
	22	土壌汚染の状況に記載のダイオキシン類調査結果については、最新のデータを記載する事。ついでには、桐生地区において大津市が平成 21 年度に実施していることから当該データを記載すること。	最新の調査結果として、平成 21 年度に実施された桐生地区のダイオキシン類調査結果を追記しました。（p. 76 参照）

表 4.17 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長の意見	事業者の見解
景観	23	大津市域からの可視点を代表地点に含め、フォトモンタージュ法による景観変化を予測すること。	<p>現況調査において、大津市を含めた周辺地域の近景・中景の視点場となる学校や集落を選定し、現地踏査により既存施設が視認できる地点を確認した上で、地点で写真撮影を行いました。</p> <p>予測では、同地点における計画施設の設置による景観の変化を検討しました。また、大津市域の代表地点として青山東児童公園を選定し、フォトモンタージュを作成し、景観変化を予測しました。</p> <p>(p. 471～472 参照)</p>
温室効果ガス	24	温室効果ガスの排出による影響については、現在の焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスとの比較による評価も実施すること。	<p>温室効果ガスの排出量については、平成 23 年度の既存施設の発生量と平成 29 年度の計画施設の発生量を算出し、比較することで発生量が削減されていることを確認し、評価しました。(p. 499 参照)</p>
関係課意見	25	<p>環境影響評価実施地域内に農地や溜池（農業用水池）が在ることから、大気の汚染をはじめ工事中の濁水や雨水排水等の対策について万全を期し、係る地域が不利益を受けることのないよう努めること。</p>	<p>計画施設では、現施設に比べて排ガス処理能力を向上させるとともに、より厳しい自主基準値により排ガスの排出管理をすることから、より環境への負荷が低減できると考えております。(p. 27、p. 265 参照)</p> <p>また、工事中の濁水や雨水排水等についても、濁水処理プラント等の設置等による環境保全対策を実施することで、できる限り周辺地域に影響を与えないよう努めます。</p> <p>(p. 22～23、p. 26、p. 363～365、p. 369 参照)</p>
		<p>また、事業予定地の近傍に近江湖南アルプス鳥獣保護区があるため地域の自然環境等との共生に努められたい。</p>	<p>既存施設周辺については、動植物の現地調査を実施した結果、重要な種を含めた多くの動植物の生息・生育が確認されており、周辺地域の自然環境との共生が図れていると考えられます。(p. 399～425、p. 440～447 参照)</p> <p>計画施設については、既存施設よりも環境を悪化させない計画であることから、引き続きその周辺地域や近江湖南アルプス鳥獣保護区における自然環境等との共生は図れるものと考えています。</p>

## 5. 環境影響評価の項目

事業計画の内容から想定される環境影響要因と周辺の地域特性等から、環境影響評価の対象とすべき環境要素は表 5.1 のように抽出される。

選定した環境要素は、「大気質」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「悪臭」、「水質」、「地下水」、「土壌」、「動物」、「植物」、「景観」、「廃棄物等」および「温室効果ガス等」である。

表 5.1 環境影響要因と環境要素の関連

環境要素		影響要因	工事の実施		計画施設の存在	施設の供用		想定される環境影響の内容
			計画施設の建設	工事用車両の走行		計画施設の稼働	ごみ収集車両等の走行	
大気環境	大気質	二酸化硫黄				○		【施設の供用】 煙突排ガス
		窒素酸化物	○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両排ガス 【施設の供用】 煙突排ガス・ごみ収集車両等排ガス
		浮遊粒子状物質	○	○		○	○	
		粉じん	○			○		【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両の走行 【施設の供用】 施設の稼働
		有害物質				○		【施設の供用】 煙突排ガス
	騒音		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両の走行 【施設の供用】 施設の稼働・ごみ収集車両等の走行
	振動		○	○		○	○	
	低周波音					○		【施設の供用】 施設の稼働
	悪臭					○	○	【施設の供用】 煙突排ガス・施設からの影響 ごみ収集車両等の走行
水環境	水質	水の濁り	○					【工事の実施】 濁水流出
		水の汚れ	○					【工事の実施】 表層水流出
	地下水	水位・流れ	○					【工事の実施】 掘削による汚濁
		水質	○					
土壌環境	土壌	汚染	○					【工事の実施】 場外搬出
生物・自然環境	動物		○					【工事の実施】 隣地の生息地、生育地の存在
	植物		○					
自然との触れ合い	景観			○				【施設の存在】 周辺からの景観変化
環境負荷	廃棄物等	廃棄物	○			○		【工事の実施】 建築廃材等 【施設の供用】 施設からの廃棄物
		建設副産物	○					
		残土	○					
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両排ガス 【施設の供用】 施設の稼働・ごみ収集車両等の走行

## 6. 環境影響評価準備書についての意見およびそれに対する事業者の見解

本事業の環境影響評価準備書を平成 25 年 7 月 5 日に公告し、同日より平成 25 年 8 月 5 日までの 1 ヶ月間の縦覧に供した。この準備書に対して提出された意見、並びにそれに対する事業者の見解は以下の通りである。

### 6.1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、住民からの意見並びに事業者の見解を表 6.1～表 6.3 に示す。

なお、表中の参照ページは草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書のページを示している。

表 6.1 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
全体	1	<p>事業計画の中にごみ収集車（パッカー車等）の洗車施設がないようなので新規事業の中に取り入れてもらいたい。当然その汚水処理は適正に行うようにしてください。（使用する水は処理水でもよい）</p> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッカー車等の内側に付着したごみ、生ごみ液を確実に処理施設で受け入れるようにするため。</li> <li>・ごみの適切な管理を行うため。</li> <li>・パッカー車等の悪臭対策や外部でのパッカー車等の洗車の汚水対策にもなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栗東クリーンセンターでは、洗車施設があると聞いている。</li> </ul> </li> </ul>	<p>草津市では、パッカー車等のごみ収集車両がごみを搬入した際には、ごみ投入後に、車体の内側に付着したごみやパッカー車のタンク内に溜まった生ごみ液を、可能な限りごみピット内へ投入するよう指導し、投入物についてはクリーンセンターが適切に処理しています。</p> <p>また、収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じるよう、車両所有者に対して指導をしています。（p.354 参照）</p> <p>しかしながら、プラットホームでのごみ投入時に、ごみや生ごみ液がパッカー車の外部に付着し、施設外へ臭気が拡散する恐れがあることから、新施設では、その場でごみ収集車両に付着した汚れを洗浄できる設備を整え、洗浄後の汚水は適切に処理する等の対策を講じる計画とします。（p.354 参照）</p>



表 6.2 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
大気質	2	<p>環境アセスメント説明会は理解できる内容でありましたが、心配されるのが大気汚染です。</p> <p>生まれ育った金勝の自然環境や地域の居住環境を守る観点から、更に金勝地域の観測地点の増設と年 4 回の観測回数では不十分と思われるので、回数を増やし一般住民にデータの開示をして頂きたい。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>施設供用時の煙突排ガスは、法令による排出基準値よりもさらに厳しい自主基準値を設定して排出すること、また、排ガス量を低減することにより、現状よりもさらに排ガスによる影響を減らす計画としています。(p. 8～9、p. 27 参照)</p> <p>また、発生源となる焼却炉からの排ガスを自動測定器にて監視することで、施設供用後の影響を十分に把握できると考えています。焼却炉からの排ガスを自動測定したデータは施設内の掲示板に示すとともに、整理結果については開示します。(p. 265 参照)</p> <p>一方で、煙突排ガスの影響は、周辺住民の皆様に対して、最も御心配をお掛けする要素であることは理解しています。このため、新施設供用開始後に大気中のダイオキシン類の自主的な事後調査(モニタリング調査)を実施して、環境基準との比較および予測を超える環境影響が生じていないかについて確認する計画としています。(p. 522 参照)</p> <p>事後調査地点は、大気質の現況調査を実施した全 6 地点のうち、事業予定地に近い 3 地点(馬場町会館、若草中央公園、青山小学校)を抽出しましたが、大気汚染が心配であるという御意見もふまえ、金勝地域に位置する関西電力変電所(現地調査を実施した地点)を事後調査地点に追加します。事後調査手法は、供用開始 1 年目に、環境影響評価実施計画書に基づき実施をした現地調査と同じく年 4 回(四季×1 回、各回 7 日、)とし、結果についてホームページ等で公表します。(p. 522～523 参照)</p>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志津地区での説明会に参加しました。</li> <li>・現況調査地点、範囲は新施設中心にした概ね 600m 半径内にあるように思われます。そのため、岡本町町内会はほとんど調査範囲から外れています。(縮尺寸により円を書きました。)</li> </ul> <p>新施設は、馬場町町内会の地先ですが、悪臭等(大気質)は馬場町町内会へ流れるだけでなく、風向きにより変化するものと思われる。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたり、事業予定地から 1.6km の範囲内の区域を環境影響評価の対象地域に設定しており、岡本町も環境影響評価を実施する地域に含んでいます。大気質の現況調査地点は、実施計画書に対する住民の皆様や、関係市長、滋賀県知事の御意見を踏まえて、事業予定地を中心とした東西南北を基本として、当該対象地域の代表地点として学校、公園等に地点を配置しました。(p. 164～165 参照)</p> <p>大気質および悪臭の予測については、事業予定地における 1 年間の風向・風速の調査結果に基づき、環境影響評価の対象とした全ての地域において実施しました。(p. 166～167、p. 240～248、p. 348～351 参照)</p>

表 6.3 準備書に対する住民意見と事業者の見解

区分	No.	住民の意見	事業者の見解
水質		<p>・新施設からの雨水もすべて草津川へ流れるのではなく、側溝の水は伯母川へも流れるのではないかと思いますので、今一度確認をお願いいたします。</p> <p>・今も定期的に継続されていると思われますダイキン工場の問題もありますので、水質検査につきましても岡本町町内会は外れております。水は上から下へ流れますので、今一度ご検討ください。</p>	<p>既存施設と新施設予定地の雨水排水経路について再度確認をしたところ、既存施設の敷地からの雨水排水は伯母川へ流入していますが、新施設予定地の雨水放流予定である北側水路、南側水路は、いずれも草津川へ流れています。なお、特に工事中は、水量に係わらず確実に草津川へ放流するよう対策を講じる計画とします。(p. 26、p. 64～66 参照)</p> <p>水質への環境影響は、工事中の濁水等の流出を想定していますが、工事を実施する敷地内に濁水処理プラント等を設置することで、周辺への影響を可能な限り低減できると評価しました。(p. 22～23、p. 369 参照)</p> <p>なお、想定外の状況も考えられますので、工事期間中に放流水路において水質(濁水)の調査を実施し、濁水処理等の環境保全措置が適正であるか、予測を超える環境影響が生じていないかについて確認し、必要に応じて対策を講じる計画としています。(p. 361～365、p. 369、資料編 p. 2-204～2-230 参照)</p>
その他	1	<p>現在、大津市では「大田廃棄物最終処分場」に関して、同地区の自治連合会への補助金差し止めを求める裁判が行われており、二審判決で、大津市の補助金支出には十分な合理性があるとされました。草津市では適正に補助金(公金)支出が行われてきた事と思いますが、最高裁判決で大津市の補助金支出が違法ではないとされた場合、同様の施設がある地区によって、補助金が貰える貰えないの不公平が出るものと思いますが、「草津市立クリーンセンター」の周辺の住民、自治会、自治連合会等への補助金支出はされますか?その理由、根拠も含めて解答願います。</p>	<p>一般廃棄物処理施設の設置や運営に関しては、地元住民の理解と協力は必要不可欠です。これら地元住民の理解と協力を得やすくするためには、その施設が、周辺地域の生活環境保全上支障がないことは当然のことですが、それ以外にも地元住民への一定の配慮が必要と考えています。</p>

## 6.2 知事意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、知事意見並びに事業者の見解を表 6.4 に示す。

表 6.4 準備書に対する知事意見と事業者の見解

区分	No.	滋賀県知事の意見	事業者の見解
全体	1	住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い、専門的用語などは注釈を加えるなどして理解が容易となる内容とすること。	住民の方が読まれることを前提として、表現方法の工夫や専門用語に注釈を入れるなど、理解が容易となるよう検討を行い評価書として取りまとめました。
大気質	2	施設の供用中、イオロ山や馬場山の向こう側におけるダウンドラフトによる影響について、予測評価を行うこと。また、地形の影響を考慮する必要がないとする場合には、その理由を明記すること。	施設供用中の煙突排ガスの影響については、事業予定地近隣のイオロ山や馬場山によるダウンドラフトの影響について検証を行いました。(p. 249～251 参照)
	3	特殊な気象条件においても周辺への影響が可能な限り抑えられるよう、建設機械の稼働についてピークを低減するなどの環境保全措置を検討すること。	工事中の建設機械の稼働に伴う影響については、特殊な気象条件下においても可能な限り影響が抑えられるよう、さらに実行可能な環境保全措置を検討しました。(p. 262～263 参照)
水質	4	工事中の雨水排水計画においては濁水貯留池の必要性について、また、施設の稼働後の雨水排水計画においては雨水貯留槽や雨水利用の必要性についてそれぞれ検討し、これらを設置し、また実施する場合にあっては、それらの内容および環境への影響を明らかにするとともに河川管理者と十分な協議を行うこと。	工事中に発生する濁水への対応については、昭和 51 年から平成 23 年まで (36 年間) のアメダスデータ等の検証結果を踏まえ、環境保全措置として濁水処理プラントと濁水貯留池を設置し、施設外への濁水流出を低減する計画とします。(p. 22～23, p. 361～365、資料編 p. 2-204～2-230 参照)
	5	工事中に発生する濁水については、より長時間のデータを使用するなどによって予測条件を見直し、十分に濁水処理を行うとともに、これらを踏まえた予測および評価を行うこと。	また、施設稼働後の雨水排水対策については、河川管理者と協議を行い、雨水再利用を図るための施設として、一定規模の雨水貯留槽等を設置する計画とし、雨水排水計画として取りまとめました。(p. 26 参照)
動物	6	猛禽類の生息には、営巣環境に加えて採餌環境についても予測および評価を行うこと。	猛禽類への影響の予測・評価にあたっては、営巣環境だけでなく、採餌環境（ハンティング環境）についても考慮して予測・評価を検討しました。(p. 426～435 参照)
景観	7	緑化を行うに当たっては、在来種または郷土個体によることとし、その導入計画を明らかにすること。	事業予定地で新たに緑化を行う場合は、当環境影響評価において実施をした植物調査結果も参考に、原則として在来種を対象種とする計画とします。(p. 473 参照)
文化財	8	事業予定地がどういう場所であったのか、周辺の住民に聞き取りを行い、環境影響評価書に記載をすること。	事業予定地は、昭和 51 年に造成工事が行われ、現在までグラウンドとして利用されてきました。また、事業予定地における伝承文化について地域住民に聞き取りを行いました。(p. 91 参照)

### 6.3 関係地域市町意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価準備書に対する、関係市からの意見並びに事業者の見解を表 6.5～表 6.7 に示す。

表 6.5 準備書に対する草津市長意見と事業者の見解

区分	No.	草津市長の意見	事業者の見解
全般	1	草津市開発事業の手続および基準等に関する指針における環境保全に基づき整備のこと。	草津市開発事業の手続きおよび基準等に関する指針における環境保全に基づいた事業計画とします。

表 6.6 準備書に対する栗東市長意見と事業者の見解

区分	No.	栗東市長の意見	事業者の見解
全般	1	当該事業に推進にあたっては、地域住民の意見を配慮しつつ、取り組みされますよう御願ひします。	今後の事業の推進にあたっては、地域住民への説明を充分に行うとともに、地域住民からの御意見についてもできる限り配慮した事業となるよう努めていきます。

表 6.7 準備書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	No.	大津市長	事業者の見解
全般	1	評価書の作成に当たっては、住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い専門用語を記載する場合は、注釈を加える等して理解が容易となる内容とすること。	住民の方が読まれることを前提として、表現方法の工夫や専門用語に注釈を入れるなど、理解が容易となるよう検討を行い評価書としてとりまとめました。
大気質	2	煙突からの排ガスによる大気拡散モデルについて、焼却施設の建物の高さの影響や、事業地の南側にあるイオロ山、東側に馬場山の地形を考慮しなかった妥当性について評価書に記載すること。	大気拡散モデルについては、地形や施設による影響を考慮し、さらに、事業予定地周辺の地形による特殊条件として、事業予定地近隣のイオロ山や馬場山によるダウンドラフトの影響についても検証を行いました。(p. 249～251 参照)
動植物	3	事業の施工工事及び施設稼働を含めて、周辺の動植物に影響がでないような措置を考慮すること。	工事中に重要な動植物の生息・生育を確認した場合には、確認種の生態を踏まえ、必要に応じて移植等の検討を行うこととしており、このことを工事施工業者にも指導・徹底します。(p. 434、p. 450 参照) また、施設稼働後の影響については、復水器など熱が発生する施設は外部の動植物に影響を与えない配置とするなど、施設の設計時に配慮します。(p. 450 参照)
関係課意見	4	草津市立クリーンセンター更新整備事業については、本腰をいれて地域住民の理解と協力を得るように説明願いたい。	今後の事業の推進にあたっては、地域住民への説明を充分に行うとともに、地域住民からの御意見についてもできる限り配慮した事業となるよう努めていきます。
	5	環境影響評価対象地域内に連担した農家と溜池（農業用水地）が存していることから、大気質各項目の排ガスを自主基準値より、排出低減されたい。なお、施設稼働においては、環境影響評価対象地域内の自治会長を対象にクリーンセンター管理委員会を設置して、環境影響評価項目のデーターを公表し、説明することを検討されたい。	排ガスの自主基準値は、法令に定める規制基準値を十分に下回る値を設定しています。(p. 8～9、p. 27 参照) 煙突排ガスによる影響については、この自主基準値と同等の排ガスが排出された場合を想定して予測・評価を行っており、その結果、排ガスによる周辺大気環境への影響は軽微であると評価しています。(p. 240～248 参照) なお、施設稼働後に実施する大気環境の事後調査と、煙突排ガスの測定結果については、市ホームページ等で公表をしていきます。(p. 265、p. 522 参照)
	6	計画地に近接する青山幼稚園、青山小学校並びに青山中学校に対し、園児・児童・生徒の通園通学や学習環境へ影響が出ないよう留意すること。	工事中から施設稼働後の維持管理に至る事業全体については、周辺地域に教育施設が立地していることを考慮し、環境保全面だけでなく、安全で安心できる事業となるよう計画していきます。

## 7. 環境影響の総合的な評価

### 7.1 環境影響評価の結果

本環境影響評価に置いて、予測・評価の対象とした13の環境要素（大気質・騒音・振動・低周波音・悪臭・水質・土壌・地下水・動物・植物・景観・廃棄物等・温室効果ガス等）について、それぞれの調査および環境影響評価の概要を表7.1～表7.18に示す。

### 7.2 総合評価

大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭）については、工事用ルートを変更する等の保全措置により、影響を低減していると評価した。

水環境については、濁水処理設置等の保全措置により影響を低減していると評価した。

地下水については、工事の掘削の影響が地下水面以下に及ばない計画としており、地下水の流れと地下水水質への影響を、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。

土壌環境については、工事関連車両の洗浄や掘削土砂運搬車両の荷台の被覆などにより、土壌汚染への影響を、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。

生物のうち、動物については、確認地点へ排水を行わない等の保全措置により影響を低減していると評価した。植物については、改変区域内に重要な種が生育していないことから影響はないと評価した。

自然との触れ合いの景観については、計画施設の存在により景観が変化するものの、草津市景観計画に基づいた色相等とすること、植栽には在来種を用いることで影響を低減していると評価した。

環境負荷のうち、廃棄物等については、リサイクル等により影響を低減していると評価した。温室効果ガス等については、ごみ処理量の減少や廃熱利用の発電等により影響を低減していると評価した。

表 7.1 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																																									
大気質 気象	<p>1. 一般環境                      (調査地点・時期)                      事業予定地 1 地点：1 年間                      周辺 6 地点：四季×7 日間</p> <p>【調査結果】                      期間平均値は下表のとおりであり、全ての調査項目で環境基準値を下回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年（事業予定地）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="295 544 813 746"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>年平均値</th> <th>日平均値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.010</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.017</td> <td>0.059 (0.088)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は 1 時間値の最高値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季</li> </ul> <table border="1" data-bbox="295 810 813 1142"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>期間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003~0.004</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.007~0.013</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.011~0.015</td> </tr> <tr> <td>浮遊粉じん量<sup>※</sup> (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.028~0.031</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0002~0.0003</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.010~0.014</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 浮遊粉じんについては、鉛、カドミウム、クロム、銅、マンガン、亜鉛、ひ素の重金属分析も合わせて行った。                      ※2. 四季の現況調査結果には、事業予定地の結果（周辺 6 地点と同じ調査期間で集計）も含めて整理した。                      ※3. 期間平均値には四季の期間平均値を記載した。</p>	調査項目	年平均値	日平均値の最高値	二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.010	二酸化窒素 (ppm)	0.010	0.033	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.059 (0.088)	調査項目	期間平均値	二酸化硫黄 (ppm)	0.003~0.004	二酸化窒素 (ppm)	0.007~0.013	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.011~0.015	浮遊粉じん量 <sup>※</sup> (mg/m <sup>3</sup> )	0.028~0.031	塩化水素 (ppm)	0.0002~0.0003	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.010~0.014	<p>【工事中】                      工事中の建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響</p> <table border="1" data-bbox="844 416 1339 584"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.033 (39.1%)</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.047 (3.0%)</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、予測地点において最も影響があった直近民家東を示している。</p> <p>工事中の粉じん飛散の影響</p> <table border="1" data-bbox="844 711 1339 842"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.0919 (8.0m/s) 0.1047 (1.8m/s) 0.1178 (1.0m/s)</td> <td>0.20 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、予測地点において最も影響があった直近民家東を示している。( )内は予測時の風速条件を示している。</p>	予測対象	予測値	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	0.033 (39.1%)	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047 (3.0%)	日平均値 0.10 以下	予測対象	予測値	環境基準	粉じん (mg/m <sup>3</sup> )	0.0919 (8.0m/s) 0.1047 (1.8m/s) 0.1178 (1.0m/s)	0.20 以下	<p>《計画段階から配慮している措置》                      【工事中】                      工事中の建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型とする。</li> <li>・建設機械のアイドリングストップを励行する。</li> <li>・建設機械の集中稼働を避ける。</li> </ul> <p>工事中の粉じん飛散の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの発生が想定される作業時や粉じん発生の原因となる土木資材の保管時にはシート養生や散水等を行う。</li> <li>・工事の実施にあたっては、防音シート や仮囲いを設置する。</li> <li>・工事関連車両の退出時は、タイヤ洗浄を十分行う。</li> <li>・掘削土砂の運搬車両については、荷台にシート等を設置する。</li> <li>・工事区域内のダンプトラックの走行に関しては、粉じんの巻上げを少なくするため、走行速度を抑制するよう施工業者への指導を徹底する。</li> <li>・工事区域内に粉じん計を設置し、工事中の粉じんの発生状況を確認するとともに、必要な場合には、施工調整等工事へのフィードバックを行う。</li> <li>・工事中は、敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に敷鉄板を設置する。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の影響に関しては、環境基準値を評価の基準値とした。</li> <li>・評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>
調査項目	年平均値	日平均値の最高値																																											
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.010																																											
二酸化窒素 (ppm)	0.010	0.033																																											
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.059 (0.088)																																											
調査項目	期間平均値																																												
二酸化硫黄 (ppm)	0.003~0.004																																												
二酸化窒素 (ppm)	0.007~0.013																																												
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.011~0.015																																												
浮遊粉じん量 <sup>※</sup> (mg/m <sup>3</sup> )	0.028~0.031																																												
塩化水素 (ppm)	0.0002~0.0003																																												
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.010~0.014																																												
予測対象	予測値	環境基準																																											
二酸化窒素 (ppm)	0.033 (39.1%)	日平均値 0.04 以下																																											
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047 (3.0%)	日平均値 0.10 以下																																											
予測対象	予測値	環境基準																																											
粉じん (mg/m <sup>3</sup> )	0.0919 (8.0m/s) 0.1047 (1.8m/s) 0.1178 (1.0m/s)	0.20 以下																																											

表 7.2 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価									
大気質 気象		<p>【工事中】 工事中の運搬車両の走行に伴う排出ガスの影響</p> <table border="1" data-bbox="846 419 1339 584"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.026 (1.3%)</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.044 (0.2%)</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、予測地点において最も影響があった志津小学校（地点 9：主要地方道大津能登川長浜線）、（ ）内の値は工事中の運搬車両からの寄与率を示している。</p>	予測対象	予測値	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	0.026 (1.3%)	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.044 (0.2%)	日平均値 0.10 以下	<p>《計画段階から配慮している措置》 【工事中】 工事中の運搬車両の走行に伴う排出ガスの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機等排ガスを発生する行為は行わないように指導を徹底する。</li> <li>・工事関連車両の走行が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行調整（運行ルート、運行時間）に配慮した工程管理を実施する。</li> <li>・作業員の通勤において、鉄道およびバスの利用促進を図り、自動車による通勤については、乗り合い等により車両台数の抑制に努める。</li> </ul>	
予測対象	予測値	環境基準											
二酸化窒素 (ppm)	0.026 (1.3%)	日平均値 0.04 以下											
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.044 (0.2%)	日平均値 0.10 以下											



表 7.3 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																																										
大気質 気象	<p><b>2. 沿道環境</b>                      (調査地点・時期)                      関連車両の通行ルート 2 地点：四季×7 日間  <b>【調査結果】</b>                      期間平均値は下表のとおりであり、全ての調査項目で環境基準値を下回った。</p> <table border="1" data-bbox="295 480 810 767"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>期間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003~0.004</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.019~0.020</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.014~0.016</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m<sup>3</sup>)</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期間平均値には四季の平均値を記載した。</p> <p><b>3. 地上気象</b>                      ・事業予定地                      現況調査地点 (事業予定地 1 地点：1 年間) における地上気象  <b>【調査結果】</b>                      各季節における風速 (期間平均) は 1.5~2.0m/s、最大風速 (1 時間値) は 6.6~8.0m/s、温度 (期間平均) は 4.9~26.1℃、湿度 (期間平均) は 66~72%、日射量 (期間平均) は 0.089~0.201kw/m<sup>2</sup>、放射収支量 (期間平均) は 0.012~0.096 kw/m<sup>2</sup>であった。風向は、夏季と秋季は南、冬季は西南西、春季は東北東の風向が卓越し、年間通しての最多風向は南 (出現率約 10%) となった。</p>	調査項目	期間平均値	二酸化硫黄 (ppm)	0.003~0.004	二酸化窒素 (ppm)	0.019~0.020	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.014~0.016	ベンゼン (mg/m <sup>3</sup> )	0.007	微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m <sup>3</sup> )	12	<p><b>【供用時】</b>                      供用時の焼却施設等の稼働に伴う排出ガスの影響                      ・長期予測</p> <table border="1" data-bbox="842 448 1335 743"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.009 (1.2%)</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.025 (1.3%)</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.047 (0.2%)</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.014 (1.4%)</td> <td>年平均値 0.6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、最大着地濃度地点、( ) 内の値は焼却施設からの寄与率を示している。</p> <p>・短期予測</p> <table border="1" data-bbox="842 871 1335 1262"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.011 ~ 0.013</td> <td>1 時間値 0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.035 ~ 0.040</td> <td>1 時間値 0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.060 ~ 0.061</td> <td>1 時間値 0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0032 ~ 0.0104</td> <td>1 時間値 0.02 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、最大着地濃度地点を示している。                      (予測ケースは、一般的な気象条件、リッド、フュミゲーション、ダウンウォッシュ、ダウンドラフト時)</p>	予測対象	予測値	環境基準	二酸化硫黄 (ppm)	0.009 (1.2%)	日平均値 0.04 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.025 (1.3%)	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047 (0.2%)	日平均値 0.10 以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.014 (1.4%)	年平均値 0.6 以下	予測対象	予測値	環境基準	二酸化硫黄 (ppm)	0.011 ~ 0.013	1 時間値 0.1 以下	二酸化窒素 (ppm)	0.035 ~ 0.040	1 時間値 0.1 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.060 ~ 0.061	1 時間値 0.20 以下	塩化水素 (ppm)	0.0032 ~ 0.0104	1 時間値 0.02 以下	<p>《計画段階から配慮している措置》  <b>【供用時】</b>                      供用時の焼却施設等の稼働に伴う排出ガスの影響                      ・排ガス処理設備は、バグフィルターやアルカリ噴霧、脱硝装置等の他施設でも実績の多い機器を導入する。                      ・特に有害性の高いダイオキシン類対策については、二次燃焼室の必要滞留時間を確保するとともに、適切な焼却炉の運転管理 (燃焼温度および酸素濃度、一酸化炭素濃度の管理) により安定燃焼させることで発生を抑制する。また、ダイオキシン類の再合成を抑制するため、燃焼工程後は、ろ過式集じん器入口における排ガスの急冷を行う。                      ・ごみ焼却施設煙突排ガスについて、自動測定器を設置し、排ガス濃度の常時監視を行う。</p>	<p><b>【供用時】</b>                      1) 環境影響の回避・低減に係る評価                      ・環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。                      2) 環境保全施策等との整合性                      ・供用時の影響に関しては、環境基準値を評価の基準値とした。                      ・評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</p>
調査項目	期間平均値																																													
二酸化硫黄 (ppm)	0.003~0.004																																													
二酸化窒素 (ppm)	0.019~0.020																																													
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.014~0.016																																													
ベンゼン (mg/m <sup>3</sup> )	0.007																																													
微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m <sup>3</sup> )	12																																													
予測対象	予測値	環境基準																																												
二酸化硫黄 (ppm)	0.009 (1.2%)	日平均値 0.04 以下																																												
二酸化窒素 (ppm)	0.025 (1.3%)	日平均値 0.04 以下																																												
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.047 (0.2%)	日平均値 0.10 以下																																												
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.014 (1.4%)	年平均値 0.6 以下																																												
予測対象	予測値	環境基準																																												
二酸化硫黄 (ppm)	0.011 ~ 0.013	1 時間値 0.1 以下																																												
二酸化窒素 (ppm)	0.035 ~ 0.040	1 時間値 0.1 以下																																												
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.060 ~ 0.061	1 時間値 0.20 以下																																												
塩化水素 (ppm)	0.0032 ~ 0.0104	1 時間値 0.02 以下																																												

表 7.4 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価									
<p>大気質 気象</p>	<p>・イオロ山周辺 現況調査地点（イオロ山周辺 3 地点：冬季・夏季：7 日間） 【調査結果】 地上気象について、事業予定地の卓越風向と周辺 3 地点の卓越風向を比較すると、事業予定地が北北東から東南東が卓越しているのに対して、周辺 3 地点では、南南東、南の風が卓越する等、卓越風向に若干違う傾向がみられた。</p> <p>4. 上層地上気象 現況調査地点（事業予定地 1 地点：四季×7 日間、1 日 8 回、接地逆転出現時は逆転層崩壊するまで 1 時間毎） 【調査結果】 上層気象の調査結果は、上層逆転層の発生および接地逆転層が確認され、その崩壊時間以降に大気質濃度が大きくなる場合あることが確認された。</p>	<p>【供用時】 供用時の焼却施設等の稼働に伴う粉じんの影響 当該施設における粉じん等の発生に係る排ガス（ばいじん）に対しては、法令の排出基準値より厳しい自主基準値の設定、施設への集じん器設置等により、事業予定地周辺への影響は小さいと予測される。</p> <p>供用時のごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスの影響</p> <table border="1" data-bbox="840 678 1339 837"> <thead> <tr> <th>予測対象</th> <th>予測値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.025 (1.0%)</td> <td>日平均値 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.044 (0.1%)</td> <td>日平均値 0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測値は、予測対象において最も影響があった志津小学校（地点 9：主要地方道大津能登川長浜線）、（ ）内の値はごみ収集車両等からの寄与率を示している。</p>	予測対象	予測値	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	0.025 (1.0%)	日平均値 0.04 以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.044 (0.1%)	日平均値 0.10 以下	<p>《計画段階から配慮している措置》 【供用時】 供用時の焼却施設等の稼働に伴う粉じんの影響 ・ばいじんの自主基準値を排出基準値より厳しく設定、管理する。 ・高い除去率を有する集じん設備（バグフィルター）を設置する</p> <p>供用時のごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスの影響 ・ごみ収集車両等の運転者に対して、交通法規を厳守するとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機時のアイドリングを行わないように指導を徹底する。 ・ごみ収集車両等の走行は、特定の時間帯に集中しないよう、ごみ発生量の季節変動等に応じた計画的かつ効率的な運行調整を行い、稼働台数の平準化を行う。</p>	
予測対象	予測値	環境基準											
二酸化窒素 (ppm)	0.025 (1.0%)	日平均値 0.04 以下											
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.044 (0.1%)	日平均値 0.10 以下											

表 7.5 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																																																							
騒音・ 振動・ 低周波音	<p>1. 一般環境</p> <p>騒音、低周波音の現況調査地点（事業予定地 1 地点:周辺 3 地点:平日・休日×1 日間）、振動の現況調査地点（事業予定地 1 地点:周辺 2 地点:平日・休日×1 日間）</p> <p>【調査結果】</p> <p>騒音、振動、低周波音について、全ての調査地点で基準値を下回る結果となった。</p> <p>・騒音（事業予定地） (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>朝</th> <th>昼間</th> <th>夕</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業予定地</td> <td>63 (48)</td> <td>68 (50)</td> <td>59 (47)</td> <td>57 (43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は休日の調査結果</p> <p>・騒音（一般環境） (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若草中央公園</td> <td>51.7(50.6)</td> <td>44.8(44.4)</td> </tr> <tr> <td>馬場町内</td> <td>49.0(44.2)</td> <td>42.3(38.5)</td> </tr> <tr> <td>青山小学校</td> <td>52.4(46.5)</td> <td>44.0(41.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は休日の調査結果</p> <p>・振動（事業予定地） (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業予定地</td> <td>37(28)</td> <td>29(25)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は休日の調査結果</p> <p>・振動（一般環境） (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若草中央公園</td> <td>25(25)</td> <td>25(25)</td> </tr> <tr> <td>馬場町内</td> <td>36(31)</td> <td>30(27)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は休日の調査結果</p>	調査地点	朝	昼間	夕	夜間	事業予定地	63 (48)	68 (50)	59 (47)	57 (43)	調査地点	昼間	夜間	若草中央公園	51.7(50.6)	44.8(44.4)	馬場町内	49.0(44.2)	42.3(38.5)	青山小学校	52.4(46.5)	44.0(41.1)	調査地点	昼間	夜間	事業予定地	37(28)	29(25)	調査地点	昼間	夜間	若草中央公園	25(25)	25(25)	馬場町内	36(31)	30(27)	<p>【工事中】</p> <p>工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響</p> <p>・騒音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値 (L<sub>A5</sub>)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界南</td> <td>73</td> <td>85 以下</td> </tr> <tr> <td>直近民家東</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測地点は、建設機械の稼働により最も影響があった敷地境界南と直近民家東を示している。</p> <p>・振動 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値 (L<sub>10</sub>)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界東</td> <td>70</td> <td>75 以下</td> </tr> <tr> <td>直近民家東</td> <td>&lt;20</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測地点は、建設機械の稼働により最も影響があった敷地境界東と直近民家東を示している。（&lt;20 は予測値が 20dB 未満となる）</p>	予測地点	予測値 (L <sub>A5</sub> )	規制基準	敷地境界南	73	85 以下	直近民家東	55	—	予測地点	予測値 (L <sub>10</sub> )	規制基準	敷地境界東	70	75 以下	直近民家東	<20	—	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【工事中】</p> <p>工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は、低騒音型、低振動型とする。</li> <li>工事の実施にあたっては、防音効果のある防音シートや仮囲いを設置する。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを励行する。</li> <li>工事期間中は、自動測定器を設置し、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の常時監視を行う。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1)環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。計画施設の工事中の運搬車両の走行に伴う騒音の影響は、志津小学校（主要地方道大津能登川長浜線）は工事用ルートより除くことにより、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul>
調査地点	朝	昼間	夕	夜間																																																							
事業予定地	63 (48)	68 (50)	59 (47)	57 (43)																																																							
調査地点	昼間	夜間																																																									
若草中央公園	51.7(50.6)	44.8(44.4)																																																									
馬場町内	49.0(44.2)	42.3(38.5)																																																									
青山小学校	52.4(46.5)	44.0(41.1)																																																									
調査地点	昼間	夜間																																																									
事業予定地	37(28)	29(25)																																																									
調査地点	昼間	夜間																																																									
若草中央公園	25(25)	25(25)																																																									
馬場町内	36(31)	30(27)																																																									
予測地点	予測値 (L <sub>A5</sub> )	規制基準																																																									
敷地境界南	73	85 以下																																																									
直近民家東	55	—																																																									
予測地点	予測値 (L <sub>10</sub> )	規制基準																																																									
敷地境界東	70	75 以下																																																									
直近民家東	<20	—																																																									

表 7.6 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																																																						
騒音・振動・低周波音	<p>・低周波音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地</th> <th><math>L_{50}</math></th> <th><math>L_{65}</math></th> <th><math>L_G</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業予定地</td> <td>74(67)</td> <td>82(68)</td> <td>80(65)</td> </tr> <tr> <td>若草中央公園</td> <td>72(65)</td> <td>73(67)</td> <td>70(67)</td> </tr> <tr> <td>馬場町内</td> <td>68(66)</td> <td>73(70)</td> <td>72(66)</td> </tr> <tr> <td>青山小学校</td> <td>69(75)</td> <td>73(76)</td> <td>70(73)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は休日の調査結果</p> <p><b>2. 沿道環境</b>            騒音、振動の現況調査地点（関連車両の通行ルート3地点：平日・休日×1日間）  <b>【調査結果】</b>            志津小学校の平日昼間において環境基準（騒音に係る環境基準 道路に面する地域の幹線交通を担う道路に近接する空間における昼間の基準値 70dB）を上回る結果となった。</p> <p>・騒音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>64.0(53.5)</td> <td>49.2(43.3)</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>69.0(65.7)</td> <td>63.3(60.3)</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td><b>71.5</b>(68.8)</td> <td>64.0(62.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は休日の調査結果</p>	調査地	$L_{50}$	$L_{65}$	$L_G$	事業予定地	74(67)	82(68)	80(65)	若草中央公園	72(65)	73(67)	70(67)	馬場町内	68(66)	73(70)	72(66)	青山小学校	69(75)	73(76)	70(73)	調査地点	昼間	夜間	工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.0(53.5)	49.2(43.3)	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.0(65.7)	63.3(60.3)	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<b>71.5</b> (68.8)	64.0(62.7)	<p>【工事中】            工事中の運搬車両の走行に伴う騒音・振動の影響</p> <p>・騒音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>予測値 (<math>L_{Aeq}</math>)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>64.8</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>69.3</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td><b>71.6</b></td> <td>70以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・振動 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>予測値 (<math>L_{10}</math>)</th> <th>自主基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>50.2</td> <td rowspan="3">55以下</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>41.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自主基準は、振動感覚閾値とした</p>	調査地点	予測値 ( $L_{Aeq}$ )	環境基準	工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.8	65以下	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.3	70以下	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<b>71.6</b>	70以下	調査地点	予測値 ( $L_{10}$ )	自主基準	工業団地前 (市道馬場西1号線)	50.2	55以下	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39.5	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41.7	<p>《計画段階から配慮している措置》  <b>【工事中】</b>            工事中の運搬車両の走行に伴う騒音・振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転は行わないように指導を徹底する。</li> <li>・工事関連車両の走行が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行調整（運行ルート、運行時間）に配慮した工程管理を実施する。</li> </ul> <p>《予測結果を踏まえて実施する措置》  <b>【工事中】</b>            工事中の運搬車両に伴う騒音・振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・志津小学校（主要地方道大津能登川長浜線）は工事関連車両のルートより除く。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b>            2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の影響に関しては、特定建設作業の規制基準、環境基準値、振動の閾値を評価の基準値とした。</li> <li>・評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> <li>・志津小学校の騒音は、評価の基準値を上回っているものの、工事関連車両のルートから除くことで、環境への影響を最小限にとどめていると評価した。</li> </ul>
	調査地	$L_{50}$	$L_{65}$	$L_G$																																																						
	事業予定地	74(67)	82(68)	80(65)																																																						
	若草中央公園	72(65)	73(67)	70(67)																																																						
	馬場町内	68(66)	73(70)	72(66)																																																						
	青山小学校	69(75)	73(76)	70(73)																																																						
	調査地点	昼間	夜間																																																							
	工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.0(53.5)	49.2(43.3)																																																							
	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.0(65.7)	63.3(60.3)																																																							
	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<b>71.5</b> (68.8)	64.0(62.7)																																																							
調査地点	予測値 ( $L_{Aeq}$ )	環境基準																																																								
工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.8	65以下																																																								
パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.3	70以下																																																								
志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<b>71.6</b>	70以下																																																								
調査地点	予測値 ( $L_{10}$ )	自主基準																																																								
工業団地前 (市道馬場西1号線)	50.2	55以下																																																								
パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39.5																																																									
志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41.7																																																									

表 7.7 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																																				
騒音・ 振動・ 低周波音	<p>・振動 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>49(33)</td> <td>32(27)</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>39(30)</td> <td>30(26)</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>41(32)</td> <td>30(27)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は休日の調査結果</p>	調査地点	昼間	夜間	工業団地前 (市道馬場西1号線)	49(33)	32(27)	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39(30)	30(26)	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41(32)	30(27)	<p>【供用時】 供用時の焼却施設等の稼働に伴う騒音・振動・低周波の影響</p> <p>・騒音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値 (L<sub>A5</sub>)</th> <th>自主基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界東</td> <td>51</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td>直近民家東</td> <td>34</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測地点は、焼却施設の稼働により最も影響があった敷地境界東と直近民家東を示している。</p> <p>・振動 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値 (L<sub>10</sub>)</th> <th>自主基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界東</td> <td>47</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>直近民家東</td> <td>&lt;20</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測地点は、焼却施設の稼働により最も影響があった敷地境界東と直近民家東を示している。( &lt;20 は予測値が 20dB 未満となる)</p> <p>・低周波音 (dB)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測値 (L<sub>G</sub>)</th> <th>参照値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近民家東</td> <td>72</td> <td>92 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予測地点は、焼却施設の稼働により最も影響があった直近民家東を示している。</p>	予測地点	予測値 (L <sub>A5</sub> )	自主基準	敷地境界東	51	55 以下	直近民家東	34	—	予測地点	予測値 (L <sub>10</sub> )	自主基準	敷地境界東	47	60 以下	直近民家東	<20	—	予測地点	予測値 (L <sub>G</sub> )	参照値	直近民家東	72	92 以下	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【供用時】 供用時の焼却施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に騒音・振動・低周波音を発生する機器については、施設内の配置位置を考慮するとともに、吸音材等を設けた特別な防音室内に設置する、防振処理を施した独立基礎とする、堅固な基礎上に設置する等の措置を行う。</li> <li>低周波音の発生が想定される設備（タービン、復水器、大型送風機等）は、必要に応じて施設内の位置を考慮して配置する。</li> </ul>	<p>【供用時】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供用時の影響に関しては、自主基準値、環境基準値、参照値を評価の基準値とした。</li> <li>評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> <li>志津小学校の騒音は、評価の基準値を上回っているものの、本事業による増加分はないことから、環境への影響を最小限にとどめていと評価した。</li> </ul>
	調査地点	昼間	夜間																																					
	工業団地前 (市道馬場西1号線)	49(33)	32(27)																																					
	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39(30)	30(26)																																					
	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41(32)	30(27)																																					
予測地点	予測値 (L <sub>A5</sub> )	自主基準																																						
敷地境界東	51	55 以下																																						
直近民家東	34	—																																						
予測地点	予測値 (L <sub>10</sub> )	自主基準																																						
敷地境界東	47	60 以下																																						
直近民家東	<20	—																																						
予測地点	予測値 (L <sub>G</sub> )	参照値																																						
直近民家東	72	92 以下																																						

表 7.8 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価																						
騒音・振動・低周波音		<p>【供用時】 供用時のごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動の影響</p> <p>・騒音 (dB)</p> <table border="1" data-bbox="840 448 1341 786"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>予測値 (<math>L_{Aeq}</math>)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>64.1</td> <td>65以下</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>69.2</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td><u>71.5</u></td> <td>70以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・振動 (dB)</p> <table border="1" data-bbox="840 850 1341 1189"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>予測値 (<math>L_{10}</math>)</th> <th>自主基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地前 (市道馬場西1号線)</td> <td>48.9</td> <td rowspan="3">55以下</td> </tr> <tr> <td>パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)</td> <td>41.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自主基準は、振動感覚閾値とした</p>	調査地点	予測値 ( $L_{Aeq}$ )	環境基準	工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.1	65以下	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.2	70以下	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<u>71.5</u>	70以下	調査地点	予測値 ( $L_{10}$ )	自主基準	工業団地前 (市道馬場西1号線)	48.9	55以下	パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39.4	志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41.8	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【供用時】 供用時のごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集車両等の運転者に対して、交通法規を厳守させるとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転は行わないように指導を徹底する。</li> <li>ごみ収集車両等については、ハイブリッド車等の低騒音車両を導入する。</li> <li>ごみ収集車両等の走行は、特定の時間帯に集中しないよう、ごみ発生量の季節変動等に応じた計画的かつ効率的な運行調整を行い、稼働台数の平準化を行う。</li> </ul>	
調査地点	予測値 ( $L_{Aeq}$ )	環境基準																								
工業団地前 (市道馬場西1号線)	64.1	65以下																								
パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	69.2	70以下																								
志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	<u>71.5</u>	70以下																								
調査地点	予測値 ( $L_{10}$ )	自主基準																								
工業団地前 (市道馬場西1号線)	48.9	55以下																								
パイン株式会社 (主要地方道大津能登川長浜線)	39.4																									
志津小学校 (主要地方道大津能登川長浜線)	41.8																									

表 7.9 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
悪臭	<p><b>1. 悪臭調査</b>                      悪臭の現況調査地点（事業予定地1地点：平日・休日×1回）  <b>【調査結果】</b>                      臭気指数はいずれも10未満であり、特定悪臭物質はいずれも検出限界以下であった。</p>	<p><b>【供用時】</b>                      供用時の焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響                      既存施設稼働時における現地調査を行い、悪臭物質濃度、臭気指数の現地調査結果が、環境保全措置を実施することにより、全ての項目で規制基準値を下回る結果であった。                      以上のことから、計画施設においても、同様の環境保全措置を実施することで、施設からの漏洩による影響は小さいと予測される。</p>	<p>《計画段階から配慮している措置》  <b>【供用時】</b>                      供用時の焼却施設等からの漏洩に伴う悪臭の影響                      ・ごみ焼却施設から発生する悪臭は、ごみピット、プラットホーム等の悪臭発生箇所にシャッターやエアカーテンを設置する。                      ・焼却炉稼働時にはごみピット内の空気を燃焼用空気として焼却炉内等へ送り悪臭物質を燃焼処理により分解し、同時にごみピット内を負圧に保つ。                      ・ごみ焼却炉休止時は、ごみピット内の空気を吸引し、別に設けた脱臭装置により脱臭処理（活性炭吸着処理等）を行う。またごみピット内に消臭剤を散布する。                      ・消臭剤の補給や防臭・脱臭設備の点検管理を適正に行う。</p>	<p><b>【供用時】</b>                      1)環境影響の回避・低減に係る評価                      ・環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。                      2)環境保全施策等との整合性                      ・供用時の影響に関しては、自主基準値、悪臭防止法に係る規制基準値を評価の基準値とした。                      ・評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</p>

表 7.10 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
悪臭		<p><b>【供用時】</b>            供用時の焼却施設等からの煙突排出ガスに伴う悪臭の影響            最大着地濃度地点における臭気指数の予測結果は、10 未満となった。</p> <p>供用時のごみ収集車両等の走行に伴う悪臭の影響            既存事例でのごみ収集車両等における臭気指数の調査結果を参考にしたところ、周辺環境への影響は小さく、当該ごみ収集車両等においても、臭気による影響はないものと予測される。</p>	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p><b>【供用時】</b>            供用時の焼却施設等からの煙突排出ガスに伴う悪臭の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉で臭気成分を高温燃焼し分解する。</li> <li>・排ガス処理設備の点検、管理を適正に行う。</li> </ul> <p>供用時のごみ収集車両等の走行に伴う悪臭の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集車両等からの臭気漏えい対策のため、用いる車両は原則パッカー車とする。</li> <li>・ごみ収集車両等の洗車設備を設置する。</li> <li>・ごみ収集車両等の走行ルートは、幹線ルートを利用し対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートにする。</li> </ul>	



表 7.11 環境影響評価のまとめ


項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
水質	<p><b>1. 水質調査</b>                      水質の現況調査地点（2 地点：四季×1 回、降雨時×1 回）における</p> <p><b>【調査結果】</b>                      草津放流点に比べ水路地点の水質濃度が大きくなった。</p> <p>※草津川が水無川ということで、定期（平水時）調査であっても降雨時にサンプリングを実施したため、生活排水の影響が適正に評価できない状況となった。</p> <p>○通常期の草津川の状況</p> 	<p><b>【工事中】</b>  <b>工事中の濁水流出に伴う水質の影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の降雨に伴う濁水流出については、濁水処理プラントを設置することで、事業予定地から流出する浮遊物質量を 25 mg/L 以下とでき、現況の調査結果と同等になると予測される。</li> <li>・草津川合流地点の工事中における化学的酸素要求量、全窒素および全リンについては、現況の調査結果と同等になると予測される。</li> </ul>	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p><b>【工事中】</b>  <b>工事中の濁水流出に伴う水質の影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生する濁水対策として、濁水処理プラントを設置する。</li> <li>・造成箇所は、速やかに表土の転圧等を行い、降雨による流出対策を実施する。</li> <li>・降雨時における裸地については、シートで覆う等の土砂流出対策を実施する。</li> <li>・降雨時における土工事の中止・事前降雨対策工を工程に組込む等の工程調整を行う。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b></p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の影響に関しては、降雨時の草津川の合流地点における現況の水質を悪化させないことを評価の基準とした</li> <li>・評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.12 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
地下水	<p>1. 地下水調査(事業計画地内) (調査地点) 計4地点 (調査項目) 水質分析: 計7孔 ・地下水位連続観測: 計7孔</p> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水質: 事業地の南東角に位置する観測井戸: 1箇所 (MW-4孔) で、ひ素が0.098mg/L (環境基準値: 0.01mg/L) と環境基準を上回って検出された他は、全ての観測井戸で全ての項目において環境基準値を下回った。</li> <li>地下水位: 地下ピット計画地付近の第一帯水層の地下水位は、年間を通じて、GL-20m 以深に存在することが明らかとなった。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水質: MW-4孔で検出されたひ素については、滋賀県が観測している馬場町内での測定結果でも検出されており、古琵琶湖層群中の地層に起因する『自然由来』のものであるとされていることから、同様に自然由来のものであると考えられる。</li> </ul> <p>地下水位: 事業予定地全体の第一帯水層(飽和帯水層)の地下水位は、年間を通じて深度: 20m 以深に存在し、安定していると考えられることから、地下ピット工事による地下水位への影響はないと考えられる。</p>	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の地下水位・地下水の流れについて、現況との変化がないか、また第一帯水層中の地下水位が、ピットの掘削深度より上位にまで上昇していないかを連続観測により監視する。</li> </ul> <p>《予測結果を踏まえて実施する措置》</p> <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の地下水水質について、現況との変化(現況調査で環境基準を超過したひ素)を把握、またその他の地下水環境基準項目について新たな検出や環境基準超過がないかを水質観測(年4回)により監視する。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の地下水の流れと地下水水質の影響は、環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水環境基準を評価の基準とした。</li> <li>自然由来で環境基準を超過するひ素を除いて基準を下回る。</li> <li>工事中の地下水水質は評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.13 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
土壌	<p>1. 土壌調査(事業計画周辺)                      (調査地点) 計 6 地点                      (調査項目) ダイオキシン類</p> <p>【調査結果】                      全地点で基準値を下回る。</p> <p>2. 土壌調査(事業計画地内)                      (調査地点) 計 7 地点                      (調査項目) 土壌環境基準項目 : 26 項目                      土壌汚染対策法に基づく項目 : 10 項目                      ダイオキシン類</p> <p>【調査結果】                      全地点で基準値を下回る。</p>	<p>【工事中】                      調査結果から、事業予定地内の土壌には、土壌汚染が存在しない事が明らかとなった。したがって、工事(地盤の掘削・土砂の搬出等)に伴い、事業予定地内の土壌汚染が周辺地域へ拡散する可能性はないと予測される。同様に、事業予定地周辺へのダイオキシン類の拡散についても、その可能性がないと予測される。</p>	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用地内から工事車両や掘削土砂の運搬車両が出る際に、車両の洗浄を十分に行う。</li> <li>・ 掘削土砂の運搬車両の荷台はカバーシート等で被覆することにより、土砂の飛散防止を実施する。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全措置を実施することで、工事の実施に伴う土壌汚染の影響は、実行可能な範囲で低減できているものと評価した</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌の環境基準を評価の基準とした。</li> <li>・ 土壌汚染の予測値はすべて基準を下回る。</li> <li>・ 工事中の土壌汚染は評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.14 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
動物	<p>(調査範囲)：事業予定地および周辺約 300m                      (調査時期)：鳥類 (一般)：4 回/年                      鳥類 (猛禽類)：6 回×1 回/月                      ほ乳類：4 回/年                      は虫類・両生類：3 回/年                      昆虫類：3 回/年</p> <p>【調査結果】</p> <p>1. 鳥類 (一般)                      ・ 11 目 26 科 50 種を確認した。</p> <p>2. 鳥類 (猛禽類)                      ・ 3 科 10 種を確認した。</p> <p>3. ほ乳類                      ・ 6 目 9 科 13 種を確認した。</p> <p>4. は虫類・両生類                      ・ それぞれ 2 目 4 科 6 種、1 目 3 科 7 種を確認した。</p> <p>5. 昆虫類                      ・ 18 目 198 科 776 種を確認した。</p> <p>6. 重要な種                      重要な種として、カイツブリ、アオバト、チュウサギ、ケリ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、カワセミ、コシアカツバメ、メボソムシクイ、ルリビタキ、キビタキ、オオルリの 19 種、カヤネズミの 1 種、イシガメ、トカゲ、ジムグリ、ヤマカガシの 4 種、タゴガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、シレーゲルアオガエル、モリアオガエル、の 5 種、カトリヤンマ、キイロサナエ、コノシメトンボ、ヤスマツアメンボ、アオイラガ、エグリゴミムシ、オオセンチコガネ、タマムシ、キンイロネクイハムシ、トゲアリ、ヤマトアシナガバチ、オオスズメバチ、スギハラベッコウ、ヤマトアオスジベッコウの 14 種を確認した。</p>	<p>【工事中】                      工事中の環境変化による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの種の生息環境が事業予定地外にあることから生息環境の消失および変化はないと予測される。</li> <li>猛禽類のハチクマ、オオタカ、サシバについては、周辺地域で営巣している可能性があるが、営巣地と推定される環境は事業予定地から 1km 以上離れている。また、ハンティングエリアについても事業による改変区域は利用されておらず、工事による生息環境に対する影響はないと予測される。</li> <li>ハヤブサについては、営巣地に対する影響はなく、ハンティングエリアへの影響も含め、工事による生息環境に対する影響はないと予測される。</li> <li>ニホンアカガエルについては、環境への影響は産卵環境の一部が消失する可能性があるとして予測される。</li> <li>アオイラガはライトトラップによる誘因と考えられ、生息環境の消失はないと予測されるが、計画施設に用いられる照明に誘引される個体が発生する可能性が予測される。</li> <li>オオセンチコガネは飛翔による移動が可能で、周辺にも多数生息することから確認個体への影響はないと予測される。</li> </ul>	<p>《計画段階から配慮している措置》                      【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中に重要な動物の生息を確認した場合には、確認種の生態をふまえ、必要に応じて移植等の検討を行う。</li> </ul> <p>《予測結果を踏まえて実施する措置》                      【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンアカガエルの産卵場所の改変を避ける。</li> <li>ニホンアカガエルの産卵場所へ排水を流さない。</li> <li>工事中に工事の影響を受ける場所で新たにニホンアカガエルの卵塊が確認された場合には、既存の生息確認地点へ移動を行う。</li> <li>アオイラガの誘因を防ぐため、夜間照明にカバーをつける等により、できるだけ外部へ光を漏らさないようにする。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンアカガエルおよびアオイラガ以外の重要な動物に対する工事による影響はないと予測される。</li> <li>上記 2 種については環境保全措置を実施することにより、計画施設の工事中の動物への影響は実行可能な範囲で低減されていると評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種に対して影響を可能な限り回避・低減することを基準とした。</li> <li>工事における重要な種への影響については、上記 2 種に対しては環境保全措置を実施することで基準を満足していると評価され、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.15 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
植物	<p>(調査範囲)：事業予定地および周辺約 300m (調査時期)：植生：1回/年 植物相：3回/年</p> <p>【調査結果】</p> <p>1. 植生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林植生 8 単位、草地植生 6 単位、土地利用等 4 単位を加えた 18 単位を確認した。</li> <li>重要な群落は確認されなかった。</li> </ul> <p>2. 植物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>123 科 552 種の維管束植物を確認した。</li> <li>重要な種として、ツメレンゲ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、サツキ、ミゾコウジュ、アヤメ、ヤマトミクリ、シランの 7 科 8 種を確認した。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>工事中の環境変化に伴う影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な植物は、直接改変区域で確認されず、直接改変の影響はないと予測される。</li> </ul>	<p>《計画段階から配慮している措置》</p> <p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事中に重要な植物の生育を確認した場合には、確認種の生態をふまえ、移植等の検討を行う。</li> <li>復水器の排気温がイオロ山に影響を与えない配置・構造とするため、敷地境界から少なくとも 20m 以上離れた配置とし、かつごみ焼却施設の屋上部(地上高 30m 付近)から上方向きに排気する。</li> </ul>	<p>【工事中】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置を実施することで、計画施設の工事中の植物への影響は実行可能な範囲で低減されていると評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種に対して影響を可能な限り回避・低減することを基準とした。</li> <li>工事における重要な種への影響については、影響はないと予測されており、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.16 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査	予測	環境保全措置	評価
景観	<p>(調査範囲)：事業予定地およびその周辺から近景域、中景域および遠景域の主要眺望地点(調査時期)：4回/年 (冬季・春季・夏季・秋季)</p> <p>【調査結果】 1. 景観調査 近景域、中景域および遠景域の主要眺望地点を 22 地点選定した上で、現地の視認状況を確認し、以下の 7 地点で四季の視認状況を写真撮影 近景域：対象地点なし 中景域：馬場集落南側、青山東児童公園付近、桐生口橋付近、西鴻ノ池児童公園付近、青山中央公園、名神高速道路オーバーパス 遠景域：金勝川打合橋付近</p>	<p>【供用時】 計画施設の外觀による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「草津市景観計画」に基づき設定していることから、この対応によって景観の変化は最小限に設定されていると予測される。</li> </ul> <p>計画施設の建物および煙突の存在に伴う景観の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肉眼では 2km 離れるとほとんど目立たない。</li> <li>視野内で圧迫感のある距離として設定される約 180m 内には眺望点が存在しない。</li> </ul>	<p>《計画段階から配慮している措置》 【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物等の意匠、色彩、緑化措置等については、「草津市景観計画」に従い周辺の景観との調和を図る。</li> <li>周辺景観に配慮し、敷地境界付近には樹木を配置し、緑化を行う。</li> <li>なお、樹種については、周辺の植生を踏まえて設定するとともに、侵略的外来植物は用いない。</li> </ul>	<p>【供用時】</p> <p>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供用時の計画施設の外觀、建物および煙突の存在に伴う景観の影響は、環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。</li> </ul> <p>2) 環境保全施策等との整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「草津市景観計画」に基づき、周辺の景観との調和を図ることを基準とした。</li> <li>供用時の景観については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>イオロ山 視野の直下に施設が存在し、遠方への景観が阻害される可能性がある。しかし、イオロ山には侵入ルートはないため、景観資源等に対する影響はないと予測される。</li> </ul>	 <p>(現状のイオロ山山頂は樹木が密生しており、実際には図のような視野は確保できない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青山東児童公園付近 煙突位置はイオロ山により現在の場所から約 200m 東側へ移動するため、イオロ山により近づく位置となる。建物が新たに視界を占めるため、景観はやや変化するが草津市景観計画に基づき色調が抑えられており、形状もシンプルなため、違和感はなく、現状から大きく変化しないと予測される。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>桐生橋口付近 煙突位置は現在の場所から約 200m 東側へ移動するため、視野からは向かって左側に移動する。眺望点から見える煙突の高さ等はほとんど変わらない。また、スカイラインの分断もなく、手前の建物で計画施設が遮られるため現状の景観もほとんど変化しないと予測される。</li> </ul> 	

表 7.17 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査・予測	環境保全措置	評価
<p>廃棄物等</p>	<p><b>1. 工事中の廃棄物・建設副産物の発生による影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物量は約 63t と予測される。</li> <li>・敷地内の現存樹木数は約 70 本であり、移植等による再利用に努めるが、やむをえず伐採する樹木は、再生利用を図る。</li> </ul> <p><b>2. 工事中の残土の発生による影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事にごみピット部の掘削土が約 16,000 m<sup>3</sup> が発生すると予測される。これらの掘削土はピット埋戻し、および場内盛土（平均 0.5m 程度）として現場内で利用し、原則として、残土の場外持ち出しは行わない。</li> </ul> <p><b>3. 施設供用時の廃棄物の発生による影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰・飛灰 15.6t/日、不燃物（陶器・ガラス類）1.5t/日であり、総量は 17.1t/日と予測される。</li> <li>・これらの廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に中間処理を行った後に大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）の広域埋立処分場に搬出する。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生する建設系廃棄物は再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化する。</li> <li>・伐採木は、幹部は場外の再資源化施設で再利用する。除根や枝葉はチップ化し、事業区域内の緑化基盤材または場外での有効利用を行う。</li> <li>・建設現場内で処理できない建設副産物については、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理する。</li> <li>・発生する掘削土については、現場内での埋め戻しや場内盛土として利用する。なお、汚泥の発生、または軟弱土等の場内盛土に利用できない土質が確認された場合には、現場内リサイクルや一部外部搬出を再検討する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別回収により、プラスチック、ペットボトルについては施設内で圧縮梱包し、金属、びん類、乾電池、蛍光灯とともに、施設外部のリサイクル施設へ搬出し、可能な限り再資源化を行う。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b></p> <p><b>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を実施することにより、工事中の廃棄物・建設副産物・残土の発生による影響は、実行可能な範囲で低減されていると評価した。</li> </ul> <p><b>2) 環境保全施策等との整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」に基づき、「建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努める」ことを基準とした。</li> <li>・工事中の廃棄物・建設副産物・残土の発生に対する影響については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p><b>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置を実施することにより、計画施設の供用時の廃棄物等の発生による影響は実行可能な範囲で低減されていると評価した。</li> </ul> <p><b>2) 環境保全施策等との整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市による「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの排出量を削減することを基準とした。</li> <li>・供用時の廃棄物等の発生に対する影響については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>

表 7.18 環境影響評価のまとめ

項目	現況調査・予測	環境保全措置	評価
温室効果ガス	<p><b>1. 工事中の温室効果ガス発生量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事期間中に発生する温室効果ガス等の発生量は 3,830tCO<sub>2</sub>/期間である。</li> </ul> <p><b>2. 供用時の施設の稼働により発生する温室効果ガス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用時の施設の稼働により発生する温室効果ガス等の発生量は 14,500tCO<sub>2</sub>/年である。</li> <li>・ 既存施設と比較して約 2,420tCO<sub>2</sub>/年の低減が図られている。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設機械は、排出量の少ない排出ガス対策型の建設機械を採用する。</li> <li>・ 既存施設に植樹されている樹木については、移植等による再利用に努めるが、やむを得ず伐採する場合にはチップ化等、可能な限りの再資源化を行う。</li> <li>・ 建設機械のアイドリングストップを励行する。</li> <li>・ 工事関連車両運転者は、交通法規を遵守するとともに、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転、路上待機等排ガスを発生する行為は行わないように指導を徹底する。</li> <li>・ 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成 25 年 4 月）に基づく対策を実施する。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却に伴い発生するエネルギーを高効率ごみ発電により有効利用を図ることで二酸化炭素の排出抑制を行う。</li> <li>・ ソーラーパネル等の導入や施設の省エネルギー化を促進する。</li> <li>・ 供用後のごみ収集車両等については、アイドリングストップ等のエコドライブの推進を行う。</li> <li>・ ごみの削減が、温室効果ガス等排出量の低減につながることから、市民・事業者によるごみ減量やリサイクルへの取り組みが進展するよう、3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用））推進の啓発を行う。</li> <li>・ 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（平成 25 年 4 月）に基づく対策を実施する。</li> </ul>	<p><b>【工事中】</b></p> <p><b>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全措置を実施することにより、計画施設の工事中の温室効果ガス等の発生量は約 3,830tCO<sub>2</sub>と予測される。</li> <li>・ 工事中の温室効果ガス等の発生による影響は、実行可能な範囲で低減できていると評価した。</li> </ul> <p><b>2) 環境保全施策等との整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に伴う温室効果ガス等の排出量が実施可能な限り低減されていることを基準とした。</li> <li>・ 工事中の温室効果ガス等の発生に対する影響については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p><b>1) 環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画施設は既存施設と比較して約 2,420tCO<sub>2</sub>/年の削減効果が予測される。</li> <li>・ 計画施設の供用時の温室効果ガス等の発生に伴う影響は、実行可能な範囲で低減されていると評価した。</li> </ul> <p><b>2) 環境保全施策等との整合性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「草津市地球温暖化対策実行計画」（平成 24 年 6 月）に基づき、前年度平均 1%以上の削減を基準とした。</li> <li>・ 既存施設と比較して、6 年間で約 12.5%の削減量であると予測されることから、供用時の温室効果ガス等の発生に対する影響については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。</li> </ul>



## 8. 事後調査計画

事後調査計画は、「7. 環境影響の総合的な評価」で整理した環境保全措置において効果の不確実性が高い場合に実施する、または、影響はないと予測したが、周辺への影響の大きさからモニタリングが必要と事業者が判断した項目について自主的に実施するものとした。

なお、表 8.1 の項目については県条例に基づき工事完了時に縦覧公告を実施するものとし、表 8.2 の項目については事業者が自主的に調査を行い、インターネット等で適宜公表する。

各調査項目の事後調査地点を図 8.1 に示す。

事後調査の結果、予測を超える環境影響が生じていることが判明した場合には、その原因を究明するとともに、環境保全措置の強化や追加を行う。

表 8.1 事後調査計画（工事期間中に調査し、工事完了時に事後調査報告を行う調査項目）

調査内容						
環境要素	事後調査の項目	期間	方法	時期	地点	基準値または目安となる基準
騒音	騒音レベル	工事中	JIS Z8731「環境騒音の表示・測定方法」および「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法	工事期間中 1回/年 (工事中の建設機械稼働に伴う影響が最大となる1日)	敷地境界 1箇所	騒音規制法に定める規制基準
水質	濁水(SS)	工事中	「水質調査方法」(昭和46年環水管第30号)に定める方法	工事期間中 1回/年 (出水時)	放流水路 1箇所	公害の防止に関する条例に定められる特定事業場の上乗せ排水基準
地下水	地下水位	工事中	自記式水位計による水位観測	工事期間中 通年 (連続観測)	観測井戸 4箇所	現況水位
	地下水質	工事中	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法	工事期間中 4回/年 (四季に各1回)	観測井戸 4箇所	地下水環境基準

表 8.2 事後調査計画（供用開始後に自主的に行う調査項目）

調査内容						
環境要素	事後調査の項目	期間	方法	時期	地点	基準値または目安となる基準
大気質	ダイオキシン類	供用時	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月）に定める方法	供用開始 1 年目 4 回/年 （四季に各 1 回）	4 箇所 ・ 馬場町会館 ・ 若草中央公園 ・ 青山小学校 ・ 関西電力変電所	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準
低周波音	低周波音レベル	供用時	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月環境庁大気保全局）に準拠	供用開始 1 年目 1 回/年 （施設の稼働が定常状態に達した時期の 24 時間）	敷地境界 1 箇所	「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」に示す指標値
悪臭	臭気指数	供用時	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法	供用開始 1 年目 2 回/夏季 （施設稼働時、休止時）	敷地境界 1 箇所	自主規制値 （臭気指数 10）
地下水	地下水質	供用時	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める方法	供用開始 1 年目 4 回/年 （四季に各 1 回）	観測井戸 4 箇所	地下水環境基準



凡例



: 事業予定地



: 草津市立クリーンセンター

-----: 市界

■ : 大気質 (ダイオキシン類)

▲ : 騒音・低周波音

● : 悪臭

◆ : 水質 (濁水)

▲ : 地下水 (水位・水質)  
事業予定地内4箇所

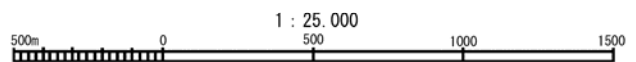
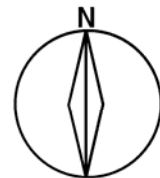


図 8.1 事後調査地点



平成26年2月 発行

草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る  
環境影響評価書（要約書）

編集・発行 草津市市民環境部  
滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
電話 077（563）1234（代表）